

令和7年度

若狭の健康福祉

(事業概要)



福井県嶺南振興局
若狭健康福祉センター

目次

第1編 福井県嶺南振興局若狭健康福祉センターの概要	- 1 -
1 管内の概況	- 1 -
2 組織機構	- 1 -
3 沿革	- 2 -
4 定例業務	- 3 -
5 運営協議会	- 3 -
第2編 主要指標	- 4 -
第1章 人口静態	- 4 -
1 管内人口の動向	- 4 -
(1)管内総人口	- 4 -
(2)管内年齢別人口	- 5 -
(3)管内・市町別年齢3区分別人口	- 5 -
第2章 人口動態	- 7 -
1 人口動態総覧	- 7 -
2 出 生	- 9 -
3 死 亡	- 10 -
第3編 福 祉	- 12 -
第1章 生活保護	- 12 -
1 生活保護の現状	- 12 -
第2章 生活困窮者自立支援	- 14 -
第3章 児童福祉	- 15 -
1 児童福祉施策の状況	- 15 -
(1)保育対策等	- 15 -
(2)子育てマイスター	- 16 -
2 家庭相談の状況	- 17 -
第4章 障がい者福祉	- 18 -
1 身体障がい者の状況	- 18 -
2 特別障害者手当等の支給	- 19 -
3 福祉のまちづくり	- 19 -
(1)福祉のまちづくり条例	- 19 -
(2)バリアフリー表示証制度	- 19 -
(3)ハートフル専用パーキング利用証制度	- 20 -
第5章 母子・父子・寡婦福祉	- 21 -
第6章 女性福祉	- 22 -
第4編 保 健	- 23 -
第1章 感染症	- 23 -
1 感染症法の現状	- 23 -
2 感染症対策	- 23 -
(1)感染症発生動向調査(感染症サーベイランス事業)の実施	- 23 -
(2)感染症発生届出・集団発生報告状況	- 24 -
(3)性感染症等(エイズ・肝炎・梅毒・性器クラミジア)対策	- 25 -
(4)福井県肝炎治療特別促進事業	- 25 -
(5)情報発信	- 26 -

(6)感染症普及啓発事業(ライフステージ別感染症教室)	- 26 -
(7)感染症に関する連携会議	- 27 -
(8)健康危機対処計画(感染症編)における研修・訓練	- 27 -
第2章 結核	- 28 -
1 結核対策の現状	- 28 -
(1)結核登録患者の状況	- 28 -
2 結核対策事業	- 29 -
(1)結核健康診断	- 29 -
(2)新登録結核患者発見方法	- 30 -
(3)結核患者訪問指導	- 30 -
(4)結核患者地域DOTS事業の状況	- 30 -
第3章 難病	- 32 -
1 難病対策の実施状況	- 32 -
(1)特定医療費(指定難病)支給認定制度(旧:特定疾患治療研究事業)	- 32 -
(2)在宅難病患者家庭訪問指導事業	- 32 -
(3)在宅難病患者訪問指導(診療)事業	- 32 -
(4)特定疾患患者相談事業	- 33 -
(5)難病対策地域協議会(地域ケアシステム検討会議)	- 33 -
(6)重症難病患者在宅療養支援事業	- 33 -
(7)福井県在宅人工呼吸器使用患者支援事業	- 34 -
(8)人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援	- 34 -
(9)災害時在宅人工呼吸器電源確保事業	- 34 -
第4章 精神保健	- 35 -
1 精神保健福祉の動向	- 35 -
2 精神保健福祉相談	- 36 -
3 ひきこもり対策	- 37 -
4 ネットワーク体制の整備	- 37 -
5 自殺対策	- 37 -
(1)管内の状況	- 38 -
(2)若狭地域自殺対策連絡協議会	- 38 -
第5章 母子保健	- 40 -
1 医療給付	- 40 -
(1)小児慢性特定疾病医療費助成制度	- 40 -
(2)特定不妊治療費助成事業	- 41 -
2 人工妊娠中絶	- 41 -
3 母子保健相談実施状況	- 41 -
4 先天性代謝異常等検査事業	- 42 -
5 育児不安解消サポート事業(“かるがも”のお部屋)	- 42 -
6 母子保健支援事業	- 42 -
7 福井県気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム	- 43 -
8 市町における母子保健事業	- 43 -
(1)母子保健事業 概要	- 43 -
(2)1歳6ヵ月児健康診査	- 45 -
(3)3歳児健康診査	- 45 -
第6章 健康増進	- 46 -

1 健康づくりの推進	- 46 -
(1)食環境整備	- 46 -
(2)食品表示の適正化(健康の増進に関する表示)	- 46 -
(3)食生活改善推進員による活動	- 47 -
(4)運動習慣の推進	- 47 -
2 がん対策	- 47 -
(1)がん検診受診率	- 47 -
(2)がん検診受診促進キャンペーン	- 48 -
3 受動喫煙防止、禁煙支援対策	- 48 -
4 若狭地域・職域連携推進協議会	- 48 -
5 給食施設指導・支援、市町支援	- 49 -
(1)給食施設指導	- 49 -
(2)給食施設および市町に対する支援	- 49 -
(3)「食形態共有一覧表」による栄養管理情報共有の推進	- 50 -
第7章 歯科保健	- 51 -
1 歯科保健対策の現状	- 51 -
第5編 医 療	- 52 -
第1章 医療対策	- 52 -
1 医務関係業務	- 52 -
(1)地域医療の推進	- 52 -
(2)嶺南地域医療構想調整会議・若狭地域医療連携体制協議会	- 53 -
第2章 薬 事	- 54 -
1 薬事関係業務	- 54 -
(1)医薬品および毒物劇物対策	- 54 -
(2)献血状況	- 54 -
(3)薬物乱用防止対策	- 55 -
第6編 環境衛生	- 56 -
第1章 食品衛生	- 56 -
1 食品衛生法に基づく施設数	- 57 -
(1)営業許可を要する施設	- 57 -
(2)届出を要する食品関係施設	- 59 -
2 食中毒発生状況	- 60 -
3 衛生教育実施状況	- 60 -
4 ふぐ処理施設届出数およびふぐ処理師数	- 60 -
5 調理師・製菓衛生師試験および登録状況	- 60 -
6 食品等の収去検査	- 61 -
第2章 動物愛護・狂犬病予防	- 62 -
1 動物愛護関係業務	- 62 -
2 狂犬病予防関係業務	- 62 -
第3章 環境衛生	- 63 -
1 生活衛生営業施設	- 63 -
2 廃棄物	- 64 -
(1)産業廃棄物許可業者(収集運搬業・処分業)	- 64 -
(2)産業廃棄物処理施設	- 64 -
(3)廃棄物の不適正処理防止	- 64 -

3 自動車リサイクル法	- 65 -
4 ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理	- 65 -
5 浄化槽	- 65 -
6 飲料水	- 65 -
7 その他(特定建築物、墓地等、温泉)	- 66 -
第4章 環境保全	- 67 -
1 公害防止関係法令届出状況	- 67 -
2 環境調査、行政検査実施状況	- 67 -
3 公害苦情	- 68 -
第7編 地域活動の支援	- 69 -
第1章 研 修	- 69 -
1 地域保健・福祉・環境関係職員研修事業	- 69 -
2 若狭地域保健研究会	- 70 -
第2章 介護保険	- 71 -
1 介護保険制度の現状	- 71 -
2 地域包括支援センター連絡会	- 72 -
3 介護保険制度および在宅医療の推進に向けた支援	- 72 -
第3章 臨床医師研修	- 73 -
第4章 看護系大学の公衆衛生看護学実習等	- 73 -
第5章 医学生の実習	- 73 -
第8編 健康危機管理	- 74 -
第1章 健康危機管理対策	- 74 -
1 健康危機管理対策の現状	- 74 -

第 1 編 福井県嶺南振興局若狭健康福祉センターの概要

1 管内の概況

嶺南振興局若狭健康福祉センター(以下、「当センター」という。)は、福井県南西部の小浜市、高浜町、おおい町および若狭町(旧上中町の地域)の 1 市 3 町を所管区域としている。

当地域は、南東に滋賀県、南西は京都府と接し、北は日本海若狭湾に面した東西に長い地形で、リアス式の美しい海岸線を有し、古代より大陸から京都・奈良への玄関口として栄え、貴重な社寺仏閣が各地に点在する。

管内面積は県全体の 14.3%にあたる 599.78km²、管内人口は 51,316 人(旧三方町を含めると 57,726 人)で県全体の 6.9%(令和 6 年 10 月 1 日)である。総面積のうち山林が約 80%を占め、平野部は少なく耕地は約 7%である。

平成 26 年 7 月に舞鶴若狭自動車道(若狭さとうみハイウェイ)が全線開通し、嶺北地域へのアクセスが格段に向上したことにより、長年の課題であった嶺南と嶺北の一体化が大きく進展した。さらに、従来からつながりの深かった中京地域との時間距離が短縮することにより、一層の交流拡大が期待される。

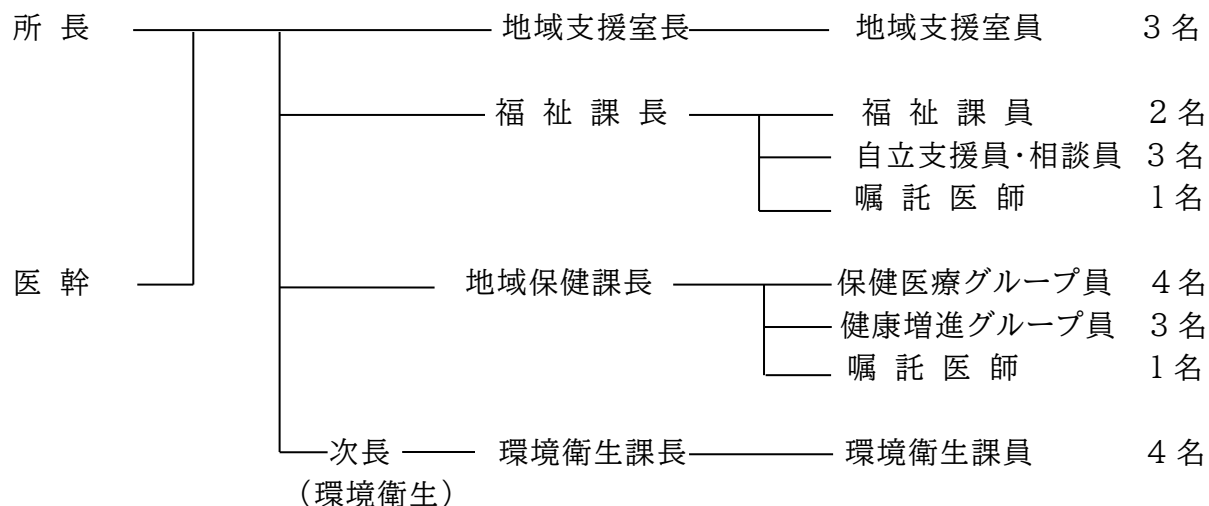
主な産業は、農林水産業などの第一次産業と観光、原子力発電関連産業である。

また、伝統産業には、若狭塗や若狭めのう細工などがある。

この地域を含む嶺南地域には、原子力発電所が合わせて 15 基立地しており、京阪神方面への電力供給基地となっていたが、うち 7 基は廃止措置中であり、現在の運転中(定期検査中を含む)は 8 基となっている(令和 7 年 9 月 1 日現在)。

2 組織機構

(R7.4.1 現在)



職種別職員配置表 (R7.4.1)

課室別 \ 職種別	事務 吏員	医 師	薬 剤 師		獣 医 師	化 学	管 理 栄 養 士	診 療 放 射 線 技 師	保 健 師	福 祉 心 理	嘱 託 医 師	自 立 支 援 ・ 相 談 員	合 計
所 長	-	-	-		-	-	-	-	1	-	-	-	1
医 幹	-	(1)	-		-	-	-	-	-	-	-	-	(1)
次 長	-	-	-		-	1	-	-	-	-	-	-	1
地域支援室	3	-	1		-	-	-	-	-	-	-	-	4
福 祉 課	2	-	-		-	-	-	-	-	1	(1)	3	6(1)
地域保健課	-	-	-		-	-	1	(1)	7	-	(1)	-	8(2)
環境衛生課	-	-	2		1	2	-	-	-	-	-	-	5
合 計	5	(1)	3		1	3	1	(1)	8	1	(2)	3	25 (4)

※()は非常勤嘱託、兼務職員で外数。

3 沿革

福井県小浜保健所沿革		福井県若狭福祉事務所沿革	
昭和 15 年 12 月	小浜町鹿島に敦賀・三方・遠敷・大飯の 4 郡を管轄区域として小浜保健相談所を開設。		
昭和 19 年 2 月 9 日	遠敷郡を管轄区域として小浜保健所を開設。		
昭和 20 年 3 月 31 日	旧高浜警察署旧庁舎跡に大飯郡を管轄区域として高浜保健所を開設。		
昭和 25 年 3 月 31 日	高浜保健所を吸収して小浜保健所とし、高浜支所を置き、小浜町・遠敷郡・大飯郡を管轄。		
昭和 28 年 10 月 10 日	小浜保健所に総務・保健予防課の 2 課を設置。	昭和 26 年 10 月 1 日	若狭地方事務所民生課として発足。
昭和 35 年 6 月 1 日	新たに衛生課を設置し 3 課制。	昭和 31 年 2 月 1 日	若狭事務所福祉課に名称変更。
昭和 47 年 10 月 10 日	小浜保健所高浜支所を廃止。	昭和 37 年 4 月 1 日	若狭福祉事務所として独立。民生・保護の 2 課制。
昭和 50 年 7 月 7 日	小浜市四谷町に新築移転。(現在地)	昭和 48 年 4 月 1 日	若狭家庭児童相談室を併設。
平成 8 年 4 月 1 日	機構改革により嶺南振興局小浜保健所に名称変更。	昭和 49 年 4 月 1 日	総務課新設。3 課制。
平成 9 年 4 月 1 日	衛生課を生活衛生課、保健予防課を健康増進課に名称変更。	昭和 57 年 4 月 1 日	総務課廃止。民生・保護の 2 課制。
平成 10 年 4 月 1 日	福祉保健推進室を設置(若狭福祉事務所職員 1 名が兼務。室長は総務課長が兼務。)	平成 8 年 4 月 1 日	機構改革により嶺南振興局若狭福祉事務所に名称変更。
		平成 9 年 4 月 1 日	民生課を地域福祉課に名称変更。
福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター沿革			
平成 12 年 4 月 1 日	若狭福祉事務所と小浜保健所を組織統合し、嶺南振興局若狭健康福祉センターを設置。地域支援室、福祉課、健康増進課、環境衛生課の 1 室 3 課体制。		
平成 22 年 4 月 1 日	健康増進課を地域保健課に名称変更。(保健医療 G と健康増進 G の 2 グループ体制)		

4 定例業務

(R7.4.1 現在)

内 容	日 程	時 間
育 児 不 安 解 消 相 談 (かるがものお部屋)	毎月第4火曜日	13:30～15:30
精神保健相談(精神科医師)	毎月第1・3火曜日 (予約制)	9:30～11:30
エイズ・肝炎・梅毒・性器クラミジア 検査・相談	毎月第1・3月曜日 (予約制)	9:00～11:00
身体・知的障がい者(児)相談	月～金曜日	8:30～17:15
生活困窮者就労相談	火・木・金曜日	9:00～17:15
女 性 相 談	月・木・金曜日	9:00～17:15
家 庭 児 童 相 談	月・火・金曜日	9:00～17:15
母子(父子)・寡婦相談	月・火・金曜日	9:00～17:15
骨 髄 バ ン ク 登 録 受 付	月～金曜日 (予約制)	8:30～17:15

5 運営協議会

住民のニーズに応えるため福祉・保健・医療・環境等に関する総合的な施策の審議を行っている。

運 営 協 議 会 委 員

(R7.4.1 現在)

区 分	役 職 名	氏 名
医療関係団体	小浜医師会長	西 尾 宏 之
市 町	小浜市長	杉 本 和 範
//	おおい町長	中 塚 寛
社会福祉団体	小浜市社会福祉協議会理事長	山 岸 博 之
学 校	小浜市養護教諭研究会代表	芝 衣 代
事 業 所	若狭食品衛生協会会長	友 本 正 己
住 民 代 表	県食生活改善推進員連絡協議会 若狭支部 支部長	赤 尾 裕 子
//	小浜市民生委員協議会連合会 主任児童委員部長	坂 田 多 賀 子
//	高浜町婦人福祉協議会長	井 上 美 智 恵
//	おおい町民生児童委員協議会副会長	城 越 久 美 子
//	わかさ東商工会女性部上中地区部長	武 田 久 江
関係行政機関	県嶺南振興局副局長	北 畑 茂 和

第2編 主要指標

第1章 人口静態

ポイント

- ・令和 6 年 10 月 1 日の管内の総人口は 51,316 人で、平成 2 年以降は減少傾向が続いている。
- ・管内の人口ピラミッドは、男女共に 70～74 歳がピークとなった「つぼ型」を示している。

1 管内人口の動向

(1) 管内総人口

令和 6 年 10 月 1 日の管内の総人口は 51,316 人(男性 25,822 人、女性 25,494 人)で、減少傾向が続いている。(表 1、表 2)

表 1 市町別人口等の概況

(R6.10.1 現在)

市 町 名	面 積 (km ²)	総世帯数	人 口 (人)			人口密度 (人/km ²)	1世帯あたり人員
			総数	男	女		
小 浜 市	233.11	12,206	27,711	13,756	13,955	118.88	2.27
高 浜 町	72.40	4,443	9,662	5,097	4,565	133.45	2.17
おおい町	212.19	3,150	7,409	3,739	3,670	34.92	2.35
若 狭 町*	178.49	4,780	12,944	6,255	6,689	72.52	2.71
(旧上中町)	82.08	2,353	6,534	3,230	3,304	79.61	2.78
計 *	696.19	24,579	57,726	28,847	28,879	82.92	2.35
管 内	599.78	22,152	51,316	25,822	25,494	85.56	2.32
県 内	4,190.57	298,603	738,691	361,311	377,380	176.27	2.47

注 1 * 若狭町、計は旧三方町を含む。

面積:国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

人口・世帯:県統計情報課「福井県の推計人口」

表 2 市町村別人口の推移

(各年 10 月 1 日現在)

年 市町村別	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 6 年 ※
小 浜 市	33,496	33,295	32,182	31,340	29,670	28,289	27,711
高 浜 町	12,201	12,119	11,630	11,062	10,596	10,098	9,662
おおい町				8,580	8,325	7,988	7,409
大 飯 町	7,148	7,032	6,470	6,046	6,012	-	-
名田庄村	3,103	2,951	2,747	2,534	2,313	-	-
若 狭 町*			16,780	16,099	15,257	13,962	12,944
(旧上中町)	8,077	8,149	8,148	7,825	7,445	7,052	6,534
管 内	64,025	63,546	61,177	58,807	56,036	53,427	51,316
県 内	826,996	828,944	821,592	806,314	786,740	762,679	738,691

人口:国勢調査(※印は県統計情報課「福井県の推計人口」)

注 1 平成 17 年に上中町と三方町が合併し若狭町となった。

注 2 * 印 若狭町は旧三方町を含む。

注 3 平成 18 年に名田庄村と大飯町が合併しおおい町となった。

(2)管内年齢別人口

令和 6 年 10 月 1 日現在の管内の年齢別・男女別人口は、表 3 のとおりである(但し、旧三方町を含む)。また、人口ピラミッドで表すと図 1 のとおりであり、男女共に 70～74 歳が最も多くなっている。

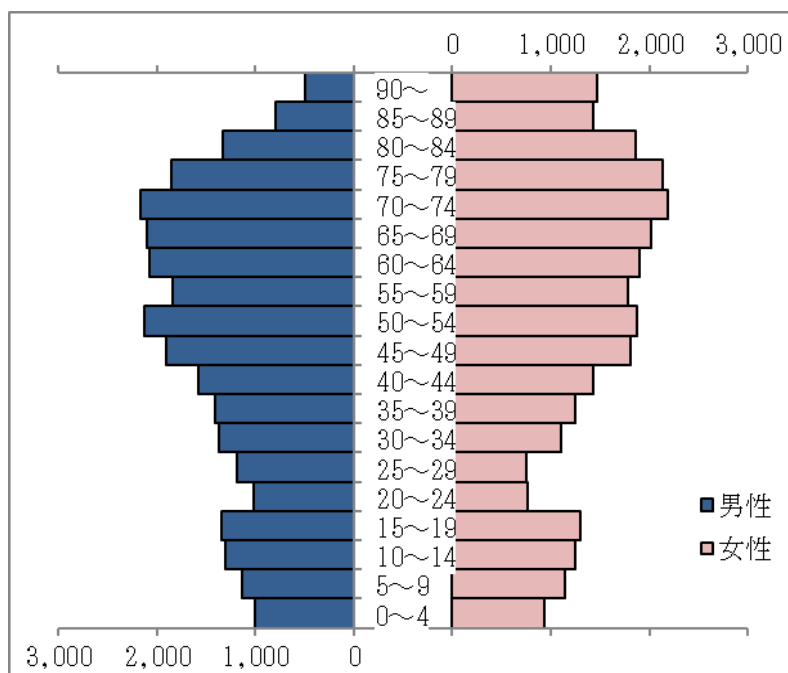
表 3 5 歳階級別男女別人口(単位:人)

	総数	男性	女性
合計	57,726	28,847	28,879
90～	1,969	498	1,471
85～89	2,229	793	1,436
80～84	3,200	1,332	1,868
75～79	3,995	1,858	2,137
70～74	4,348	2,162	2,186
65～69	4,122	2,105	2,017
60～64	3,986	2,081	1,905
55～59	3,626	1,841	1,785
50～54	4,009	2,131	1,878
45～49	3,712	1,902	1,810
40～44	3,015	1,585	1,430
35～39	2,667	1,413	1,254
30～34	2,476	1,375	1,101
25～29	1,940	1,186	754
20～24	1,774	1,012	762
15～19	2,635	1,340	1,295
10～14	2,554	1,303	1,251
5～9	2,276	1,136	1,140
0～4	1,939	1,006	933

注1 年齢不詳 1,254 人(男 788 人、女 466 人)を合計に含む。

注2 旧三方町を含む。

図 1 5 歳階級別男女別人口ピラミッド(単位:人)



人口:県統計情報課「福井県の推計人口」

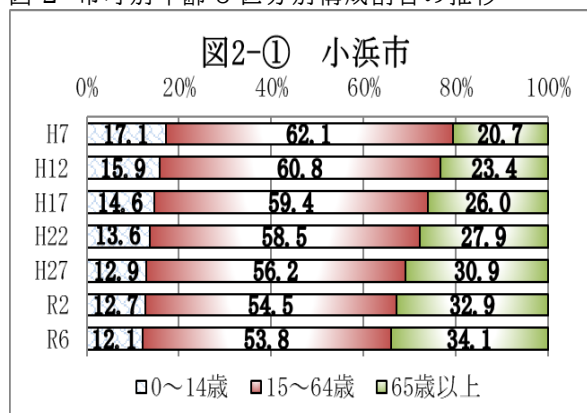
(3)管内・市町別年齢 3 区分別人口

令和 6 年 10 月 1 日現在の総人口を年齢 3 区分別にみると、表 4 および図 2 のとおりである。年少人口の割合が減少し、老年人口の割合は増加している。

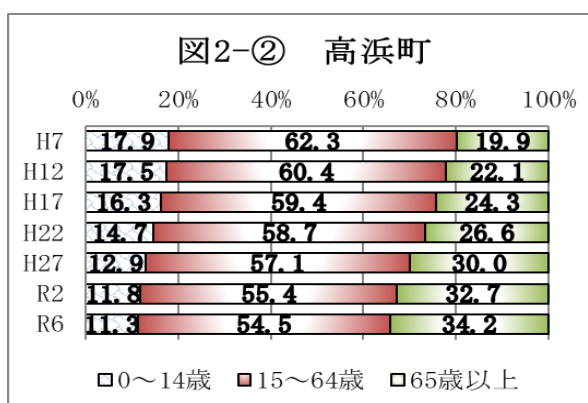
表 4 市町別年齢 3 区分別人口の推移

小浜市	年齢 3 区分別人口(人)		
年	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
H7	5,738	20,814	6,944
H12	5,278	20,240	7,777
H17	4,702	19,105	8,373
H22	4,254	18,249	8,695
H27	3,814	16,630	9,145
R2	3,576	15,363	9,269
R6	3,237	14,432	9,134

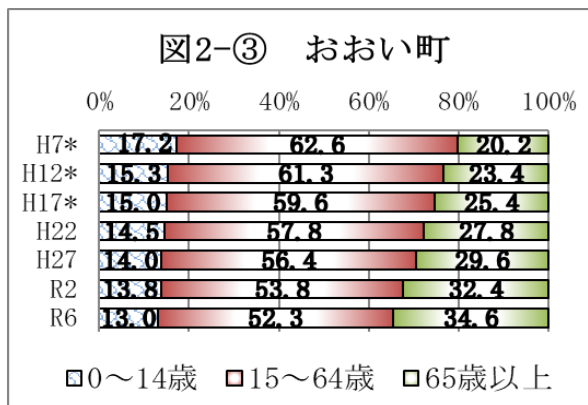
図 2 市町別年齢 3 区分別構成割合の推移



高浜町	年齢 3 区分別人口(人)		
年	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
H7	2,180	7,596	2,425
H12	2,118	7,323	2,677
H17	1,894	6,908	2,826
H22	1,624	6,492	2,941
R2	1,195	5,591	3,299
R6	1,060	5,116	3,217

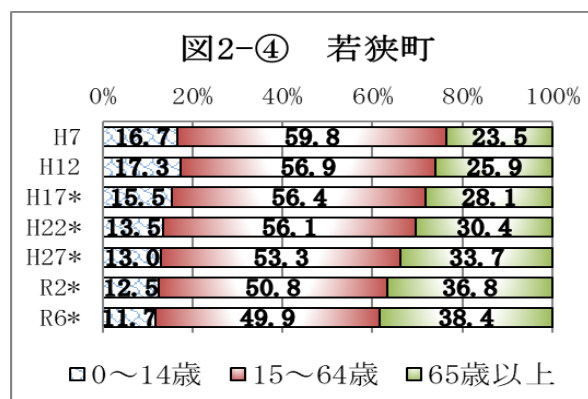


おおい町	年齢 3 区分別人口(人)		
年	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
H7*	1,764	6,421	2,066
H12*	1,521	6,077	2,315
H17*	1,379	5,494	2,344
H22	1,226	4,893	2,353
R2	1,100	4,280	2,574
R6	962	3,860	2,554



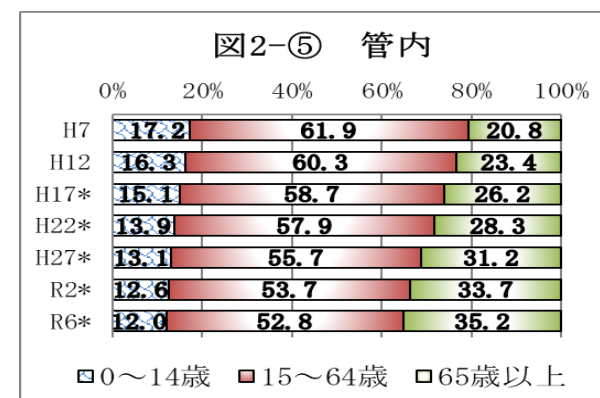
*平成 17 年までは名田庄村と大飯町の合算数

若狭町	年齢 3 区分別人口(人)		
年	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
H7	1,345	4,831	1,901
H12	1,407	4,634	2,108
H17*	2,599	9,491	4,730
H22*	2,176	9,024	4,895
R2*	1,741	7,088	5,132
R6*	1,510	6,432	4,958



*平成 12 年までは上中町の人数、平成 17 年からは旧三方町を含む

管内	年齢 3 区分別人口(人)		
年	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
H7	11,027	39,662	13,336
H12	10,324	38,274	14,877
H17*	10,574	40,998	18,273
H22*	9,280	38,658	18,884
R2*	7,612	32,322	20,274
R6*	6,769	29,840	19,863



注「年齢不詳」を含まないため合計しても他の表の総数に一致しない

*旧三方町を含む

人口：政府統計総合窓口「都道府県・市区町村別主要統計表」
県統計情報課「福井県の推計人口」

第2章 人口動態

1 人口動態総覧

直近 5 年間の人口動態統計の概況は次の表 1-1、2 で示すとおりである。

表 1-1

市町村名	年	人 口 (※1)	出生数(人)	2.5kg 未満 出生数(人)	死亡数(人)	自然 増加数(人)	乳児死亡 (人)	新生児 死亡(人)
			率 (人口千対)	率 (出生千対)	率 (人口千対)	率 (人口千対)	率 (出生千対)	率 (出生千対)
小 浜 市	R 元	28,222	209 7.4	20 95.7	407 14.4	△198 △7.0	- -	- -
	R2	29,881	224 7.5	21 93.8	371 12.4	△ 147 △ 4.9	- -	- -
	R3	28,388	195 6.9	13 66.7	453 15.2	△ 258 △ 9.1	- -	- -
	R4	28,067	215 7.7	21.0 97.7	444 15.8	△229 △8.1	- -	- -
	R5	27,669	152 5.5	12 78.9	421 15.2	△269 △9.7	- -	- -
	R 元	10,125	80 7.9	8 100.0	139 13.7	△59 △5.8	- -	- -
	R2	10,326	73 7.1	8 109.6	128 12.4	△ 55 △ 5.3	3 41.1	2 27.4
	R3	10,032	74 5.3	9 121.7	136 9.7	△ 62 △ 7.8	- -	- -
	R4	9,834	58.0 5.9	1 17.2	145 14.7	△87 △8.8	- -	- -
	R5	9,675	63 6.5	11 174.6	150 15.5	△87 △9.0	- -	- -
高 浜 町	R 元	7,985	70 8.8	9 128.6	119 14.9	△49 △6.1	- -	- -
	R2	7,910	71 9.0	8 112.7	80 10.1	△ 9 △ 1.1	- -	- -
	R3	7,822	67 4.8	4 59.8	713 50.9	△ 57 △ 7.2	- -	- -
	R4	7,638	64.0 8.4	5.0 78.1	138 18.1	△74 △9.7	- -	- -
	R5	7,462	43 5.8	6 139.5	124 16.6	△81 △10.9	- -	- -
	R 元	14,138	89 6.3	8 89.9	239 16.9	△150 △10.6	- -	1 11.2
	R2	14,003	97 6.9	9 92.8	235 16.8	△ 138 △ 17.4	- -	- -
	R3	13,633	81 5.8	8 98.8	252 18.0	△ 171 △ 21.6	- -	- -
	R4	13,356	68.0 5.1	9.0 132.4	239 17.9	△81 △12.8	1 14.7	1 14.7
	R5	13,087	64 4.9	2 31.3	230 17.6	△166 △12.7	- -	- -
若 狭 町 *4	R 元	60,470	448 7.4	45 96.8	904 14.6	△456 △7.4	1 2.2	1 2.2
	R2	62,120	465 7.5	45 96.8	814 13.1	△ 349 △ 44.1	3 6.5	2 4.3
	R3	59,875	417 7.0	34 73.1	1554 25.0	△ 548 △ 69.3	- -	- -
	R4	58,895	405.0 6.9	36.0 88.9	966 16.4	△561 △9.5	1 2.5	1 2.5
	R5	57,893	322 5.6	40 124.2	925 16.0	△603 △10.4	- -	- -
	R 元	755,306	5,307 7.0	472 88.8	9,593 12.9	△4,286 △5.7	12 2.3	8 1.5
	R2	766,863	5,313 6.9	483 92.5	9,286 12.4	△3,973 △5.2	24 4.6	14 2.7
	R3	746,536	5,223 7.0	426 81.6	9,721 13.0	△ 4,498 △5.2	6 1.1	4 0.8
	R4	738,753	4,861 6.6	423 87.0	10,519 14.2	△5,658 △7.6	9 1.85	6 1.23
	R5	730,301	4,563 6.2	445 91.5	10,426 14.1	△5,863 △8.0	11 2.26	5 1.03
管 内 計 *4	R 元	755,306	5,307 7.0	472 88.8	9,593 12.9	△4,286 △5.7	12 2.3	8 1.5
	R2	766,863	5,313 6.9	483 92.5	9,286 12.4	△3,973 △5.2	24 4.6	14 2.7
	R3	746,536	5,223 7.0	426 81.6	9,721 13.0	△ 4,498 △5.2	6 1.1	4 0.8
	R4	738,753	4,861 6.6	423 87.0	10,519 14.2	△5,658 △7.6	9 1.85	6 1.23
	R5	730,301	4,563 6.2	445 91.5	10,426 14.1	△5,863 △8.0	11 2.26	5 1.03
	R 元	755,306	5,307 7.0	472 88.8	9,593 12.9	△4,286 △5.7	12 2.3	8 1.5
	R2	766,863	5,313 6.9	483 92.5	9,286 12.4	△3,973 △5.2	24 4.6	14 2.7
	R3	746,536	5,223 7.0	426 81.6	9,721 13.0	△ 4,498 △5.2	6 1.1	4 0.8
	R4	738,753	4,861 6.6	423 87.0	10,519 14.2	△5,658 △7.6	9 1.85	6 1.23
	R5	730,301	4,563 6.2	445 91.5	10,426 14.1	△5,863 △8.0	11 2.26	5 1.03
県 計	R 元	755,306	5,307 7.0	472 88.8	9,593 12.9	△4,286 △5.7	12 2.3	8 1.5
	R2	766,863	5,313 6.9	483 92.5	9,286 12.4	△3,973 △5.2	24 4.6	14 2.7
	R3	746,536	5,223 7.0	426 81.6	9,721 13.0	△ 4,498 △5.2	6 1.1	4 0.8
	R4	738,753	4,861 6.6	423 87.0	10,519 14.2	△5,658 △7.6	9 1.85	6 1.23
	R5	730,301	4,563 6.2	445 91.5	10,426 14.1	△5,863 △8.0	11 2.26	5 1.03
	R 元	755,306	5,307 7.0	472 88.8	9,593 12.9	△4,286 △5.7	12 2.3	8 1.5
	R2	766,863	5,313 6.9	483 92.5	9,286 12.4	△3,973 △5.2	24 4.6	14 2.7
	R3	746,536	5,223 7.0	426 81.6	9,721 13.0	△ 4,498 △5.2	6 1.1	4 0.8
	R4	738,753	4,861 6.6	423 87.0	10,519 14.2	△5,658 △7.6	9 1.85	6 1.23
	R5	730,301	4,563 6.2	445 91.5	10,426 14.1	△5,863 △8.0	11 2.26	5 1.03

県地域福祉課「衛生統計年報人口動態統計」

表 1-2

市町村名	年	死産			周産期死亡			婚姻件数 (件)	離婚件数 (件)
		総数(人)	自然 死産数 (人)	人工 死産数 (人)	総数(人)	満22週 以後の死 産数(人)	早期新生 児死亡数(人)		
		率(*2) (出産千対)	率(*2) (出産千 対)	率(*2) (出産千対)	率(*3) (出産千対)	率(*3) (出産千対)	率 (出生千 対)		
小浜市	R 元	3 14.2	1 4.7	2 9.4	1 4.7	1 4.7	- -	108 3.8	51 1.8
	R2	2 8.8	1 4.4	1 4.4	- -	- -	- -	102 3.4	33 1.1
	R3	2 10.2	1 -	1 -	- -	- -	- -	113 4.0	27 1.0
	R4	- -	- -	- -	- -	- -	- -	96 3.4	32 1.1
	R5	4 25.6	1 6.4	3 19.2	1 6.5	1 6.5	- -	100 3.6	37 1.3
高浜町	R 元	2 24.4	1 12.2	1 12.2	- -	- -	- -	48 4.7	10 1.0
	R2	- -	- -	- -	1 13.70	- -	1 13.70	33 3.2	15 1.5
	R3	- -	- -	- -	- -	- -	- -	40 4.0	12 1.2
	R4	1 16.9	1 16.9	- -	- -	- -	- -	34 3.5	14 1.4
	R5	2 30.8	1 15.4	1 15.4	1 15.6	1 15.6	- -	39 4.0	7 0.7
おおい町	R 元	1 14.1	- -	1 14.1	- -	- -	- -	46 5.8	6 0.8
	R2	1 13.9	1 13.9	- -	- -	- -	- -	35 4.4	8 1.0
	R3	- -	- -	- -	- -	- -	- -	48 6.1	11 1.4
	R4	- -	- -	- -	- -	- -	- -	26 3.4	5 0.7
	R5	1 22.7	- -	1 22.7	- -	- -	- -	36 4.8	13 1.7
若狭町 *4	R 元	4 43.0	2 21.5	2 21.5	2 21.3	1 10.6	1 11.2	59 4.2	19 1.3
	R2	- -	- -	- -	- -	- -	- -	40 2.9	12 0.9
	R3	4 47.1	3 35.3	1 11.8	1 12.2	1 12.2	- -	33 2.4	15 1.1
	R4	1 14.5	- -	1 14.5	- -	- -	- -	41 3.1	13 1.0
	R5	3 44.8	- -	3 44.8	- -	- -	- -	40 3.1	14 1.1
管内別 *4	R 元	10 21.8	4 8.7	6 13.1	3 6.7	2 4.4	1 2.2	261 4.3	86 1.4
	R2	3 6.4	2 4.3	1 2.1	1 2.2	- -	1 2.2	210 3.4	68 1.1
	R3	6 14.2	4 9.5	2 4.7	1 2.4	1 2.4	- -	234 3.8	65 1.0
	R4	2 4.9	1 2.5	1 2.5	- -	- -	- -	197 3.3	64 1.1
	R5	10 30.1	2 6	8 24.1	2 6.2	2 6.2	- -	215 3.7	71 1.2
県 計	R 元	120 22.1	55 10.1	65 12	17 3.2	11 2.1	6 1.1	3,320 4.4	1,093 1.53
	R2	93 17.5	50 9.4	43 8.1	22 4.1	11 2.1	11 2.1	3,029 3.9	1,052 1.4
	R3	103 19.3	63 11.8	40 7.5	17 3.2	14 2.7	3 0.6	2,821 3.8	1,018 1.4
	R4	90 18.2	38 7.7	52 10.5	14 2.8	10 2	4 0.8	2,815 3.8	850 1.2
	R5	103 22.1	49 10.5	54 11.6	21 4.6	16 3.5	5 1.1	2,620 3.6	942 1.3

県地域福祉課「衛生統計年報人口動態統計」

*1 表1-1、表1-2に用いた人口：「福井県の推計人口(10月1日現在)」の総人口から外国人人口を引いた推計日本人人口。

*2 出産(*2)は出生数に死産数を加えたもの。死産率＝出産(出生＋死産)千人対。

*3 出産(*3)は出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたもの。
周産期死亡率および満22週以後の死産率＝出産(出生＋妊娠満22週以後の死産)千人対。

*4 若狭町、管内計には旧三方町を含む。

2 出 生

表 2 は、管内市町および県の出生数と出生率(人口千対)の年次推移をみたものである。

表 2

年 市町村名		S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R5
小 浜 市	出生数 (人)	517	429	385	361	358	307	262	224	224	231	152
	出生率 (人口千対)	15.3	12.7	11.4	10.8	10.8	9.3	8.2	7.6	7.5	8.1	5.5
高 浜 町	出生数 (人)	163	120	142	166	149	128	91	86	73	84	63
	出生率 (人口千対)	14.3	10.2	11.7	13.5	12.4	10.7	8.0	8.2	7.1	8.2	6.5
名 田 庄 村	出生数 (人)	30	38	34	21	28	31	19	-	-	-	-
	出生率 (人口千対)	8.8	12.1	10.8	6.9	9.0	10.5	6.9	-	-	-	-
大 飯 町	出生数 (人)	73	87	89	85	77	62	67	-	-	-	-
	出生率 (人口千対)	12.2	14.5	13.5	11.3	7.0	8.9	10.5	-	-	-	-
お お い 町	出生数 (人)	-	-	-	-	-	-	-	66	71	68	43
	出生率 (人口千対)	-	-	-	-	-	-	-	8.0	9.0	8.5	5.8
上 中 町	出生数 (人)	94	96	74	78	87	86	-	-	-	-	-
	出生率 (人口千対)	11.7	11.8	9.1	9.7	10.8	10.6	-	-	-	-	-
若 狭 町 *	出生数 (人)		-	-	-	-	-	144	101	97	109	64
	出生率 (人口千対)		-	-	-	-	-	8.6	6.6	6.9	7.5	4.9
管 内 計 *	出生数 (人)	877	770	724	711	699	614	601	477	465	487	322
	出生率 (人口千対)	14.0	12.3	11.4	11.0	10.4	9.8	8.7	7.5	7.5	8.0	5.6
県 計	出生数 (人)	12,421	10,724	10,044	8,668	8,244	8,036	7,148	6,230	5,313	5,826	4,563
	出生率 (人口千対)	16.2	13.6	12.4	10.6	10.1	9.8	8.8	8.0	6.9	7.6	6.2
	合計特殊 出生率	1.06	1.93	1.93	1.75	1.67	1.60	1.50	1.63	1.61	1.67	1.46

*若狭町、管内計には旧三方町を含む。

県地域福祉課「衛生統計年報人口動態統計」

3 死 亡

表 3 は、市町別に主要死因別死亡数と粗死亡率(人口千人対)をみたものである。

表 4 は管内の死因別死亡の状況を前年度と比較したもの、表 5 および図 1 は部位別の悪性新生物の死亡状況をみたものである。

管内の死因順位をみると第 1 位は悪性新生物、第 2 位は老衰となっている。

表 3 令和 5 年 市町別・主要死因別死亡数、粗死亡率 死亡数(人)、粗死亡率(%)

市 町 名 死因分類順	小浜市		高浜町		おおい町		若狭町*		管 内*		県 内	
	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率
全 死 因	421	14.8	150	15	124	16.1	230	17.1	925	15.6	10,426	13.8
悪性新生物	91	3.2	32	3.2	19	2.5	48	3.6	190	3.2	2,367	3.1
アルツハイマー病	6	0.2	0	0	0	0	6	0.4	12	0.2	241	0.3
心 疾 患	47	1.7	31	3.1	15	1.9	31	2.3	124	2.1	1,606	2.1
脳血管疾患	15	0.5	10	1	63	8.2	38	2.8	126	2.1	725	1
大動脈瘤及び解離	5	0.2	1	0.1	2	0.3	3	0.2	11	0.2	108	0.1
肺 炎	8	0.3	3	0.3	7	0.9	5	0.4	23	0.4	569	0.8
慢性閉塞性肺疾患	3	0.1	1	0.1	2	0.3	2	0.1	8	0.1	109	0.1
腎 不 全	8	0.3	1	0.1	2	0.3	3	0.2	14	0.2	213	223.3
老 衰	61	2.1	22	2.2	21	2.7	45	3.3	149	2.5	1,272	1.7
不慮の事故	15	0.5	7	0.7	3	0.4	7	0.5	32	0.5	347	0.5
自 殺	4	0.1	0	0	1	0.1	2	0.1	7	0.1	99	0.1
新型コロナウイルス	13	0.5	2	0.2	0	0	3	0.2	18	0.3	219	0.3

県地域福祉課「衛生統計年報人口動態統計」

* 若狭町、管内計には旧三方町を含む。

表 4 管内の死因順位第 10 位までの死因別死亡の状況

死因順位 R5	死 因	死 亡 数 (人)			死亡総数に対する割合(%)	
		R5	R4	差引増減 (R5-R4)	R5	R4
	全 死 因	925	966	△ 41	100	100
1	悪性新生物	190	222	△ 32	20.5	23.0
2	老 衰	149	149	0	16.1	15.4
3	脳血管疾患	126	62	64	13.6	6.4
4	心疾患	124	125	△ 1	13.4	12.9
5	その他の呼吸器系の疾患	88	57	31	9.5	5.9
6	不慮の事故	32	30	2	3.5	3.1
7	肺炎	23	39	△ 16	2.5	4.0
8	新型コロナウイルス感染症	18	16	2	1.9	1.7
9	腎不全	14	12	2	1.5	1.2
10	アルツハイマー病	12	12	0	1.3	1.2

表 5 令和 5 年 部位別の悪性新生物死亡状況

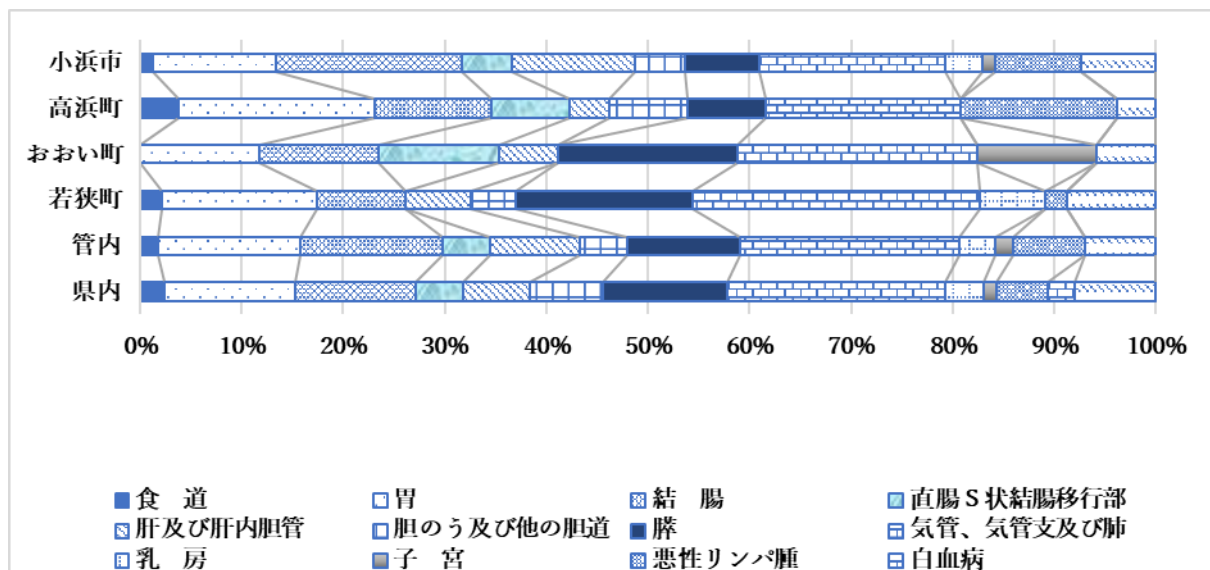
(単位:人)

種 別 市町名		食 道	胃	結 腸	直 腸 S 状 結 腸 移行部	肝 及 び 肝 内 胆 管	胆 の う 及 び 他 の 胆 道	膵	気 管 、 気 管 支 及 び 肺	乳 房	子 宮	悪 性 リ ン パ 腫	白 血 病	そ の 他	合 計
小浜市	男	1	4	4	2	8	1	2	14	0	0	5	0	2	43
	女	0	6	11	2	2	3	4	1	3	1	2	0	4	39
	計	1	10	15	4	10	4	6	15	3	1	7	0	6	82
高浜町	男	1	2	2	2	1	1	0	4	0	0	3	0	1	17
	女	0	3	1	0	0	1	2	1	0	0	1	0	0	9
	計	1	5	3	2	1	2	2	5	0	0	4	0	1	26
おおい町	男	0	1	1	1	1	0	2	3	0	0	0	0	0	9
	女	0	1	1	1	0	0	1	1	0	2	0	0	1	8
	計	0	2	2	2	1	0	3	4	0	2	0	0	1	17
若狭町*	男	1	5	3	0	1	0	5	10	0	0	1	0	2	28
	女	0	2	1	0	2	2	3	3	3	0	0	0	2	18
	計	1	7	4	0	3	2	8	13	3	0	1	0	4	46
管内*	男	3	12	10	5	11	2	9	31	0	0	9	0	5	97
	女	0	12	14	3	4	6	10	6	6	3	3	0	7	74
	計	3	24	24	8	15	8	19	37	6	3	12	0	12	171
県内	男	42	182	112	66	89	85	124	334	1	0	62	34	106	1,237
	女	10	87	138	32	48	66	136	117	78	27	42	22	63	866
	計	52	269	250	98	137	151	260	451	79	27	104	56	169	2,103

県地域福祉課「衛生統計年報人口動態統計」

* 若狭町、管内計には旧三方町を含む。

図1 令和 5 年 部位別の悪性新生物死亡状況



第3編 福 祉

第1章 生活保護

ポイント

- ・管内の保護率(人口千人あたりの保護人員)は 2.58%で、近年は 3%を下回り、ほぼ横ばいで推移している。
- ・保護開始世帯数は 10 世帯で、開始理由は世帯主の傷病によるものが最も多かった。

1 生活保護の現状

当センターは、小浜市を除く 3 町(若狭町は旧上中町)を管轄しており、令和 6 年度の被保護世帯数は 56 世帯、被保護人員は 61 人。前年度と比較すると、被保護世帯数・被保護人員ともに減少し、保護率は 2.58%(前年比 0.04%減)であった。(表 1、図1)

新規に保護を開始した世帯は 10 世帯で、開始理由別では傷病等により就労ができなくなったことから、保護に至るケースが最も多かった。(表 2、3)

世帯類型別では、高齢世帯、その他世帯が占める割合がそれぞれ 64.3%、17.9%と高く、医療扶助率も 91.8%と高率となっている。(表 1、4)

一方、稼働世帯はわずかに 12 世帯で、管内有効求人倍率は全国平均に比べ高いものの、移動手段が少ない、年齢、資格等の制約もあり、自立困難なケースが多くなっている。(表 1、5)こうした中、当センターでは、ハローワークとも連携し、被保護世帯の就労支援に取り組んでいる。

表 1 生活保護状況

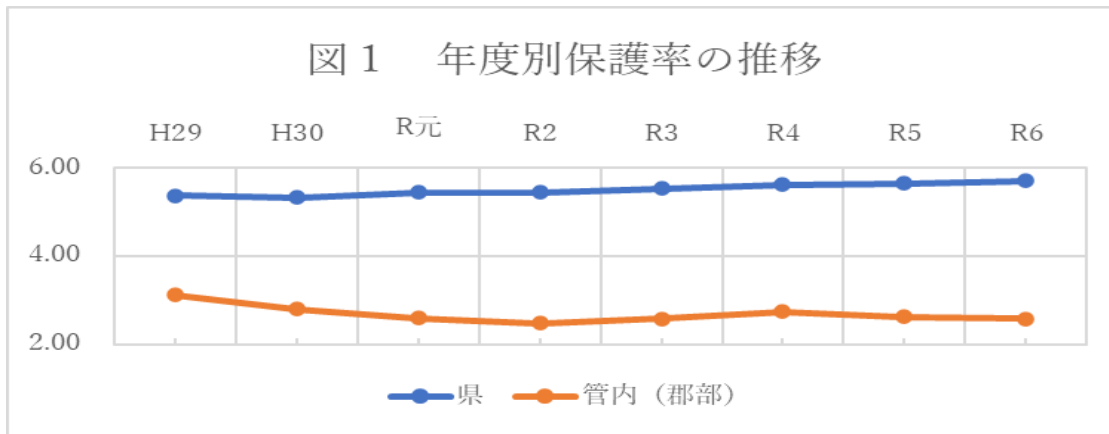
種別 年度	人 口 (A) (人)	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員(B) (人)	保護率B／A (%)	稼働世帯 (世帯)	生活扶助人員 (人)	医 療 扶 助 人 員					被保護人員のうち、医療扶助人員の占める率C／B(%)
							総数(C) (人)	入 院			入院外 (人)	
								計 (人)	精 神 (人)	その他 (人)		
R2	25,288	59	62	2.45	10	45	48	10	5	5	38	77.4
R3	24,947	58	63	2.53	9	48	54	14	4	10	40	85.7
R4	24,436	60	67	2.74	10	54	60	17	5	12	43	89.6
R5	24,013	57	63	2.62	12	50	58	11	4	7	47	92.1
R6	23,605	56	61	2.58	12	47	56	13	4	9	43	91.8
高浜町	9,662	29	33	3.41	6	27	33	6	2	4	27	100.0
おおい町	7,409	13	13	1.75	2	9	10	4	2	2	6	76.9
若狭町 (旧上中町)	6,534	14	15	2.30	4	11	13	3	0	3	10	86.7

保護停止中を含む。

数値は年度平均。(各月の数値の合計を 12 カ月で除して算出)

人口は各年度 10 月 1 日現在福井県推計人口

図1 年度別保護率の推移



(単位:%)

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
県	5.36	5.32	5.44	5.44	5.52	5.61	5.64	5.70
管内(郡部)	3.11	2.79	2.59	2.47	2.57	2.74	2.62	2.58

表2 保護の開始・廃止世帯数

年度	開始	廃止
R2	3	5
R3	10	8
R4	9	8
R5	8	10
R6	10	10

表3 保護開始および廃止の理由別件数

開始		廃止	
区分	件数	区分	件数
世帯主(員)の傷病	4	収入増	1
老齢による	0	死亡	6
預貯金・収入の減少	3	傷病治癒	0
その他	3	その他	3
計	10	計	10

表4 世帯類型別被保護世帯数

年度	種別	高齢	母子	傷病障がい	その他	合計
R2		39	0	14	6	59
R3		37	0	13	8	58
R4		37	1	14	8	60
R5		36	1	12	8	57
R6		36	1	9	10	56
	構成比(%)	(64.3)	(1.8)	(16.1)	(17.8)	(100.0)
	高浜町	19	1	2	7	29
	おおい町	6	0	4	3	13
	若狭町(旧上中町)	11	0	3	0	14

表5 管内の新規・有効求人倍率の状況(パートを含む)(資料:ハローワーク小浜)

項目	月別	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年4月	5月	6月	7月
新規求人倍率		2.26	2.25	2.29	2.32	2.09	2.08	2.29	2.04	3.66
有効求人倍率		1.46	1.49	1.68	1.60	1.47	1.46	1.49	1.52	1.77

第2章 生活困窮者自立支援

ポイント

- ・新規相談件数は、5 件で、その内就労自立した者は 2 人であった。
- ・年齢別では 30 代～50 代からの相談が多かった。
- ・学習教室に参加した児童生徒は 2 人であった。

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援（就労準備支援・家計相談支援・学習支援）を行うことで、困窮状態からの早期脱却や貧困の連鎖の防止を図ることに努めている。

新規相談件数は5件で、うち2人は就労自立に至ったが、2人は生活保護に移行した。相談者の性別、年齢別状況は(表1)のとおり。

また、貧困の連鎖の防止を図るため、生活保護世帯、生活困窮世帯およびひとり親世帯の小中学生を対象とした学習ボランティア(教員OB等)による学習教室を開催した。

参加状況は(表2)のとおり。

なお、住居確保給付金、その他の事業については実績がなかった。

(単位:人)

表1 相談状況		受付件数	就労者数	継続支援中
性 別				
	男	3	1	0
	女	2	1	0
	計	5	2	0
年 齢 別				
	10～30 代	2	1	
	40 代	1	1	
	50 代	2		
	60 代			
	70 代以上			
	計	5	2	0

表2 学習教室参加者数 (R7.3.31 現在)

町 別	小学生	中学生	計
高 浜 町	-	-	-
おい町	-	-	-
若 狭 町 (旧上中町)	-	2	2
計	-	2	2

第3章 児童福祉

ポイント

- ・各市町の保育施設入所児童数は定員内に収まっており、待機児童はいない。
- ・町が設置する要保護児童対策地域協議会の実務者会議等に、家庭相談員、女性相談支援員が参加し、後方支援的役割を担った。

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て支援法」とその関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域子育て支援の量の拡大や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月に本格スタートした。県においても「福井県子ども・子育て応援計画」を策定し、子育て支援のため様々な施策を実施し、県民が子どもを生み育てやすい地域社会づくりを進めている。これらの施策体系の中で、当センターでは、家庭相談員を配置し、各市町や児童相談所とも連携し、管内の児童福祉の推進に努めている。

1 児童福祉施策の状況

(1) 保育対策等

管内市町の保育施設設置状況は表 1 のとおりである。令和 7 年 4 月 1 日現在、各市町の入所児童数は概ね定員内に収まっており、待機児童はいない。

市町では保育に関する様々なニーズに対応するため、地域の実情に応じて病児・病後児保育事業や延長保育・乳児保育、居住地以外の保育所へ入所できるような対策を行っている。(表 2)

また、保護者の冠婚葬祭や通院などの場合、保育所に入所していない児童の一時的な預かりに対し利用料を助成する「すみずみ子育てサポート事業」を実施している。(表 3)

なお、家庭での養育が困難な児童等に対しては児童福祉施設等に保護し、自立に向けた支援を行っている。(表 4)

表 1 管内保育施設設置状況

(R7.4.1 現在)

種別 設置主体	保 育 所				認定こども園		
	施設数	定員 (人)	現員 (人)		施設数	定員 (人)	現員 (人)
小 浜 市		10	720	520	3	455	376
	小規模保育施設	1	19	16			
	事業所内保育施設	2	38	22			
高 浜 町		2	165	113	2	215	175
	小規模保育施設	1	13	4			
おい町		-	-	-	4	380	282
若 狭 町 (旧上中町)		4	315	203	-	-	-
合 計		20	1,270	878	9	1,050	833

表 2 病児・病後児保育事業実施施設 (R7.4.1 現在)

市 町 名	施 設 名	病児保育	病後児保育
小 浜 市	杉田玄白記念 公立小浜病院	—	○
	中山クリニック	○	○
高 浜 町	若狭高浜病院	○	○
おおい町	おおい町保健・医療・福祉 総合施設診療所	○	○
若 狭 町 (旧上中町)	若狭町国民健康保険 上中診療所	○	○

表 3 すみずみ子育てサポート事業実施団体 (R7.4.1 現在)

実施団体名	一時保育	送迎	生活支援	利用できる市町
NPO法人わくわくくらぶ	○	—	—	小浜市・おおい町・ 高浜町・若狭町
三びきのこぶた保育園	○	—	—	小浜市・おおい町
合同会社菅浜わくわく共同体	○	—	—	若狭町
託児所せら	○	—	—	若狭町

表 4 管内からの児童福祉施設入所状況 (各年度末現在)

種 別	施 設 名	所在地	R2	R3	R4	R5	R6
乳 児 院	白梅学園	敦賀市	1	-	-	-	-
児童養護施設	白梅学園	敦賀市	2	1	1	1	1
	一陽	越前市	-	-	-	1	-
	吉江学園	鯖江市	-	-	-	-	-
合 計			3	1	1	2	1

※小浜市を除く。

(2) 子育てマイスター

子育てに関係が深い保育士や看護師等の有資格者を、子育てマイスターとして登録し、子育て中の親が地域で気軽に相談できる体制づくりを進めている。(表 5)

また、県では子育てマイスターを対象に研修会を開催し、子育てに関する知識を深め、活動する際の留意点を学ぶことで自主的・積極的な活動ができるよう支援している。

表 5 子育てマイスター登録数 (R7.4.1 現在)

資 格	小浜市	高浜町	おおい町	若 狭 町 (旧上中町)	管内計
保育士・看護師 助産師等	18 人	6 人	3 人	7 人	34 人

2 家庭相談の状況

近年、児童を取り巻く環境は大きく変化してきており、地域の連帯感や人間関係の希薄化により家庭の養育機能が脆弱化し、児童虐待件数は年々増加している。

このような中、平成28年に母子保健法および児童福祉関連法が改正され、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の取組みが始まった。また、市町では「要保護児童対策地域協議会」が窓口となって児童虐待や養育困難な家庭への対応や支援を行っており、法改正によって相談体制も強化されている。当センターも要保護児童対策地域協議会の構成団体として管内の町と連携し、養育困難家庭への支援を行っている。(表6)

表 6 種別家庭児童相談件数(実件数)

(単位:件)

種別 年度	養護相談		保健相談	障がい相談		非行相談		育成相談				その他	合計
	児童虐待	その他		視聴覚障がい	肢体不自由	達知能・言語発	達知能・言語発	性格行動	不登校	適性相談	しつけ		
R2	8	19	4	2	1	-	-	10	6	-	18	9	77
R3	15	29	3	1	-	-	-	12	5	-	15	19	99
R4	15	4	-	-	12	-	-	5	-	2	13	-	51
R5	7	0	9	0	13	0	0	3	0	1	6	3	42
R6	3	-	-	-	-	-	-	2	-	-		9	14

※小浜市を除く。

第4章 障がい者福祉

ポイント

- ・身体障害者手帳所持者数について、障がい種類別では肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多い。

平成24年4月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に改正された。障害者総合支援法は、障がい者の範囲に難病等を追加、障がい程度区分を標準的な支援の度合いを総合的に示す障がい支援区分に変更、重度訪問介護の対象を拡大するなど障がい者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備などについて制定された。

管内においては、若狭地区および若狭町・美浜町地域障害児者自立支援協議会が設置されており、研修会等を通して障がい者等のニーズの把握、障がい福祉サービスの充足状況など問題点の把握と支援に努めている。

1 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は令和6年度末現在 2,630人であり、前年度比で55人減少した。内訳をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多い。(表1)

表1 身体障害者手帳交付状況 (単位:人)(R7.3.31 現在)

年度 種別		R2	R3	R4	R5	R6				
						管内計	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)
視 覚		179	182	177	183	184	102	33	29	20
聴 覚・ 平 衡	聴 覚	200	200	199	207	198	113	24	18	43
	平 衡	1	1	1	1	1	1	0	0	0
	小 計	201	201	200	208	199	114	24	18	43
音 声・言 語・そしやく		32	30	27	27	27	13	8	1	5
肢 体 不 自 由	上 肢	441	453	439	439	410	219	63	64	64
	下 肢	896	879	843	808	789	367	174	152	96
	体 幹	126	119	110	102	104	57	14	16	17
	運動上肢	12	13	15	15	16	9	2	5	0
	運動移動	12	12	12	12	10	6	2	1	1
	小 計	1,487	1,476	1,419	1,376	1,329	658	255	238	178
内 部 障 害	心 臓	551	554	530	518	521	285	89	78	69
	腎 臓	166	173	179	173	168	101	24	25	18
	呼吸器	44	49	44	47	45	26	13	4	2
	ぼ・直・小 免・肝	159	164	155	153	157	92	20	20	25
	小 計	920	940	908	891	891	504	146	127	114
合 計		2,819	2,829	2,731	2,685	2,630	1,391	466	413	360

2 特別障害者手当等の支給

特別障害者手当は、20 歳以上で心身に重度の障がい(1、2 級程度)を複数持つ方および単一の重度障がいにあつては日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方を対象としている。

障害児福祉手当は、20 歳未満で心身に重度の障がい(身体障害 1、2 級程度、療育A1 程度)があり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方を対象としている。

経過措置福祉手当は、昭和 61 年 3 月 31 日現在、国の制度の福祉手当を受給していた 20 歳以上の人で、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも支給を受けられなかった人に支給されており、新規の受付申請はない。(表 2)

表 2 特別障害者手当等受給者数の推移 (単位:人)(R7.3.31 現在)

年度 種別	R2	R3	R4	R5	R6			
					管内計	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)
特別障害者手当	15	15	16	15	21	10	7	4
障害児福祉手当	5	6	6	5	4	1	3	0
経過措置福祉手当	2	2	2	1	1	1	0	0

3 福祉のまちづくり

(1)福祉のまちづくり条例

平成 8 年に施行されたこの条例は、障がい者、高齢者等を含むすべての人が自らの意思で自由に行動し、社会に参加、および交流することができる豊かな地域社会の実現を目的とし、公益的施設等の整備を進めていこうとするものである。

この条例による施設整備基準は旧ハートビル法に準じた高い基準となっており、適合のためには様々な整備を行うことが必要である。

令和 6 年度は届出数 1 件、適合証交付施設は 0 件であった。(表 3)

表 3 福祉のまちづくり条例 特定施設の届出・適合状況 (単位:件)(R7.3.31 現在)

年度	R2			R3			R4			R5			R6		
区分	届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数
	新築	増改築		新築	増改築		新築	増改築		新築	増改築		新築	増改築	
件数	4	-	2	2	-	-	2	-	1	3	1	-	1	-	-

(2)バリアフリー表示証制度

県では施設のバリアフリー化をより一層促進するため、平成 24 年 6 月から「バリアフリー表示証制度」を実施している。この制度は、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、施設のバリアフリー状況を絵文字で表した表示証(ステッカー)を交付し、施設のバリアフリー整備状況を利用者にわかりやすく情報提供するという制度である。

令和 6 年度の表示証交付件数は 1 件で、6 年度末現在の交付数は表 4 のとおりである。

表 4 バリアフリー表示証制度 (R7.3.31 現在)

	管内計	小浜市	おおい町	高浜町	若狭町 (旧上中町)
表示証交付数	42	24	4	9	5

(3)ハートフル専用パーキング利用証制度

県では公共施設やショッピングセンターなどの身体障がい者用駐車場の適正利用を進めるため、平成19年10月から「ハートフル専用パーキング(身体障がい者等用駐車場)利用証制度」を実施している。この制度は、歩行困難者や妊産婦等、真に必要としている人のために駐車場を確保していくことを目的としている。また、県が利用証を交付してハートフル専用パーキングを利用できる人を明確にし、交付を受けた方が駐車時に利用証を掲示することで、利用が適正であることを示すことができるようになっている。

令和6年度末現在の協定施設数、利用証交付数は表5のとおりである。

表5 ハートフル専用パーキング利用証制度 (R7.3.31 現在)

	管内計	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)
公立公益施設	38	19	5	11	3
民間協力施設	35	23	7	-	5
利用証交付数	672	359	80	95	138

第5章 母子・父子・寡婦福祉

ポイント

相談支援の内容は、就労（資格取得）および母子福祉資金の貸付、償還に関することと子の教育に関することが多かった。

当センターでは母子・父子自立支援員が母子家庭等の自立・就業に主眼を置いた子育て、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援など総合的な相談支援を行っている。

相談支援の内容は、令和6年度は、就労（資格取得）および母子福祉資金の貸付・償還に関することが多かった。また住宅の補助に関する問い合わせも含まれている。

また、平成26年10月から、父子家庭も貸付の対象となり、令和6年度は1件の相談があった。

表1 相談受付件数および回数

種別 年度		生 活 一 般						児 童					生 活 援 護								その他	合 計	
		住 宅	医 療	家 庭	就 労	結 婚	そ の 他	養 育	教 育	非 行	就 職	そ の 他	社 資 金 母 子 福		社 資 金 寡 婦 福		社 資 金 父 子 福		児 扶	生 活 保 護			そ の 他
													貸 付	償 還	貸 付	償 還	貸 付	償 還					
R2	相談件数	-	-	-	4	-	1	-	3	-	-	-	5	20	-	-	1	-	1	-	3	-	38
	相談回数	-	-	-	5	-	1	-	3	-	-	-	8	27	-	-	1	-	1	-	3	-	49
R3	相談件数	-	-	-	4	-	1	-	1	-	-	-	3	15	-	-	-	-	-	-	2	-	26
	相談回数	-	-	-	9	-	1	-	1	-	-	-	4	22	-	-	-	-	-	-	2	-	39
R4	相談件数	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	4	12	-	-	-	-	-	-	1	-	20
	相談回数	-	-	-	29	-	-	-	-	-	-	-	20	14	-	-	-	-	-	-	1	-	64
R5	相談件数	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	0	-	-	1	-	-	-	-	1	5
	相談回数	-	-	-	23	-	-	-	-	-	-	-	20	0	-	-	2	-	-	-	-	2	47
R6	相談件数	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	1	-	-	-	-	-	9
	相談回数	-	-	-	25	-	-	-	-	-	-	-	5	30	-	-	1	-	-	-	-	-	61

※小浜市を除く。

表2 母子寡婦福祉資金貸付状況

(単位:円)

年度	種別	R2		R3		R4		R5		R6	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	事業開始資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	就学支度資金	-	-	-	-	1	390,000	-	-	-	-
	修学資金	-	-	-	-	1	7,008,000	-	-	-	-
	修業資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	就職支度資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生活資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	住宅資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	0	0	0	0	2	7,398,000	0	0	0	0

※小浜市を除く。

第6章 女性福祉

ポイント

女性相談件数は減少。主訴別相談状況は、夫等の暴力の相談(DV 相談)が相談件数の半数を占め、家族問題その他(子ども・親族その他)の相談が同数となっている。

女性福祉は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「人身取引対策行動計画」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づき、女性相談支援員を配置し、性的被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の相談支援を行っている。

当センターは、『配偶者暴力被害者支援センター』として、配偶者からの暴力、被害者からの相談、保護(同伴児を含む)、自立支援等を関係機関と連携して行っている。

表 1 管内女性相談経路別相談受付件数

(単位:件)

種別 年度	本人自身	警察関係	法務関係	他の相談員	医療関係	縁故者・知人	その他	合 計
R2	20	-	-	1	3	-	41	65
R3	32	-	-	1	-	-	29	62
R4	38	5	-	3	-	1	17	64
R5	37	5	-	3	-	-	23	68
R6	22	2	-	-	1	1	20	46

表 2 女性相談主訴別相談受付件数

(単位:件)

種別 年度	施設入所	家庭問題		経済問題	職業問題	住宅問題	性の問題	その他	合 計
		夫等の暴力 (DV)	その他						
R2	-	29	17	12	-	-	-	7	65
R3	-	31	14	10	-	1	-	6	62
R4	-	27	17	8	-	-	-	12	64
R5	-	39	23	-	-	-	-	6	68
R6	-	21	21	-	-	1	-	3	46
小浜市	-	15	5	-	-	1	-	-	21
高浜町	-	4	16	-	-	-	-	2	22
おおい町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
若狭町 (旧上中町)	-	2	-	-	-	-	-	1	3

第4編 保 健

第1章 感染症

ポイント

- ・感染症法の改正により、新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日から「五類感染症」に位置づけられ、定点報告の対象となった。
- ・施設内での感染症集団発生を防ぐため、社会福祉施設等を対象とした感染症対策研修会を開催し啓発を行った。また、水害等の災害時の感染症対策について、管内市町と連絡体制や対応等を確認した。
- ・匿名・無料で受けられる梅毒・性器クラミジアの検査を開始した。

1 感染症法の現状

平成 19 年 4 月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下感染症法という)が改正され、病原体の管理体制の確立や、感染症の分類の見直し、新たな届出対象疾患の追加が行われた。

平成 27 年 1 月に、「鳥(H7N9)」、「中東呼吸器症候群(MERS)」が二類感染症へ追加された。平成 28 年から、急性灰白髄炎やデング熱、レジオネラ症、黄熱などについて、感染症法の届出の基準等の一部改正された。

平成 29 年から、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針に新型等感染症に係る記載が新たに加わった。また、百日咳が五類感染症(全数把握対象疾患)へと改正になった。

世界的に深刻な問題となっている薬剤耐性について、医療機関や薬局における抗微生物薬の適切な処方を支援することにより、薬剤耐性を抑制することを目的として、平成 29 年 6 月 1 日に厚生労働省において作成された「抗微生物薬適正使用の手引き第一版」が公開された。

令和元年 5 月 1 日に感染症法施行規則の一部を改正する省令が交付され、「急性弛緩性麻痺(ポリオを除く)」が五類感染症に追加された。

令和元年 12 月に中国武漢で発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、世界中で猛威をふるい、わが国では、令和 2 年1月 28 日に「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」が指定感染症として位置づけられた。令和 3 年 2 月 13 日に感染症法の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症は指定感染症から、「新型等感染症」に移行、さらに令和 5 年 5 月 8 日には「五類感染症」に移行した。

2 感染症対策

(1) 感染症発生動向調査(感染症サーベイランス事業)の実施

感染症流行予測を行い効果的な予防対策の推進を図るため、管内の小児科 2 定点医療機関(インフルエンザ 3 定点医療機関)から週単位・月単位に患者数の報告を受け、県下の集計分析結果を管内市町・医療機関等に広く還元している。(表 1)

表 1 定点報告患者数

(単位:人)

疾患名	年	R2		R3		R4		R5		R6	
		管内	県内	管内	県内	管内	県内	管内	県内	管内	県内
インフルエンザ		494	4,976	-	-	3	33	1,220	16,78	1,027	13,229
新型コロナウイルス		-	-	-	-	-	-	490	7,581	537	9,089
RS ウイルス		4	104	348	2,80	121	1065	89	1,513	190	1,823
咽頭結膜熱		43	451	25	424	10	269	245	2,359	24	1,198
A群溶血性レンサ球菌		123	1,572	78	734	24	481	71	2,060	229	3,813
感染性胃腸炎		307	3,823	260	5,161	441	7,007	564	6,617	537	7,622
水痘		7	151	25	135	6	64	13	165	14	163
手足口病		4	76	53	173	175	1,659	157	1,692	399	5,052
伝染性紅斑		89	381	-	7	11	37	1	21	3	42
突発性発疹		75	412	107	468	93	358	66	304	40	316
ヘルパンギーナ		14	137	8	332	6	209	88	1,136	6	320
流行性耳下腺		4	40	-	32	2	27	1	53	1	28

※新型コロナウイルスは五類移行後の数

(2) 感染症発生届出・集団発生報告状況

感染症法第 12 条に基づき、医師は一類感染症から四類感染症又は新型等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者、五類感染症(厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む)と診断した場合は、最寄りの保健所を經由して都道府県知事へ届け出ることが義務付けられている。管内の感染症発生届出件数は表 2 のとおりである。

保健所は、届出を受理し、感染症法に基づいて、疫学調査、入院勧告、就業制限、消毒命令、接触者の健康診断、二次感染予防の指導等を行っている。

社会福祉施設等からの集団発生報告状況は表 3 のとおりである。集団発生報告を受け、調査により原因や感染経路を究明し、感染拡大を防止するための指導を行っている。

表 2 感染症発生届出件数

分類	病名	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
二類	結核	6	13	6	5	3
	新型コロナウイルス感染症※	14	181	11,355	-	-
三類	腸管出血性大腸菌感染症	7	-	-	1	2
	細菌性赤痢	-	-	-	1	-
四類	レジオネラ症	-	1	1	3	2
	日本紅斑熱	-	-	-	1	-
	デング熱	-	-	-	-	1
五類	アメーバ赤痢	-	-	-	1	-
	侵襲性肺炎球菌感染症	2	2	1	2	1
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	3	-	-	4	2
	梅毒	-	-	-	-	3
	侵襲性菌感染症	-	-	-	-	1
	日本紅斑熱	1	-	-	-	-
	後天性免疫不全症候群(HIV 感染症を含む)	-	-	1	-	-
	水痘	-	-	1	1	-
	百日咳	-	-	-	4	4

表 3 集団発生報告件数

	R2 年		R3 年		R4 年		R5 年		R6 年	
	件数	原因	件数	原因	件数	原因	件数	原因	件数	原因
高齢者・障がい施設	0		0		25	新型コロナ 23 インフルエンザ 1 感染性胃腸炎 1	21	新型コロナ 18 インフルエンザ 1 感染性胃腸炎 1 感染源不明 1	16	新型コロナ 12 インフルエンザ 2 感染性胃腸炎 1 感染源不明 1
児童福祉・学校	0		4	RS ウイルス 4	15	新型コロナ 3 インフルエンザ 9 感染性胃腸炎 3	12	新型コロナ 3 インフルエンザ 5 感染性胃腸炎 3 手足口病 1	10	インフルエンザ 6 感染性胃腸炎 4
医療機関	0		0		7	新型コロナ 7	6	新型コロナ 5 インフルエンザ 1	6	新型コロナ 5 インフルエンザ 1
その他	0		1	新型コロナ 1	10	新型コロナ 10	0		0	
合計	0		5	RS ウイルス 4 新型コロナ 1	57	新型コロナ 43 インフルエンザ 10 感染性胃腸炎 4	39	新型コロナ 26 インフルエンザ 7 感染性胃腸炎 4 手足口病 1 感染源不明 1	32	新型コロナ 17 インフルエンザ 9 感染性胃腸炎 5 感染源不明 1

※感染症の集団発生件数は、1 施設 10 名以上又は全利用者の半数以上の報告を計上。

(3) 性感染症等(エイズ・肝炎・梅毒・性器クラミジア)対策

エイズに関する正しい知識の普及啓発とともに HIV 感染者の早期発見およびエイズのまん延防止を図るため、面接や電話による相談指導や HIV 抗体検査を実施している。(表 4)

また、平成 18 年 11 月からエイズ相談検査日に併せて、B 型肝炎・C 型肝炎の検査、令和 6 年 6 月から梅毒・性器クラミジアの検査も実施している。検査は匿名・無料で実施している。(表 4)

表 4 性感染症等(エイズ・肝炎・梅毒・性器クラミジア)相談・検査件数 (単位:件)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
区分						
エイズ	抗体検査件数	5	6	4	2	21
B 型肝炎	抗原検査件数	9	5	6	5	21
C 型肝炎	抗体検査件数	9	5	6	2	21
梅毒	抗体検査件数	-	-	-	-	22
性器クラミジア	尿検査件数	-	-	-	-	17

(4) 福井県肝炎治療特別促進事業

B 型肝炎および C 型肝炎は、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療等により、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。

平成 20 年 4 月 1 日から「福井県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づき、肝炎の早期治療の促進、将来の肝硬変・肝がんの予防および肝炎ウイルスの感染防止、ひいては県民の健康の保持・増進を図ることを目的として肝炎治療に係る医療費の助成を開始した。(表 5)

表5 肝炎医療費助成受給決定者数の推移

(単位:件)

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
インターフェロン治療(3剤併用を除く)	-	-	-	-	-
核酸アナログ治療(新規+更新)	10	22	23	23	21
インターフェロン治療(3剤併用療法)	-	-	-	-	-
インターフェロンフリー治療(新規)	9	3	1	4	1
インターフェロンフリー治療(再治療)	-	-	-	-	-
合計	19	25	24	27	22

(5)情報発信

感染症の発生・まん延を防止することを目的とし、平成17年度から感染症等情報紙「はっする」を関係機関(133機関)に奇数月および臨時に発行し、感染予防対策や発生状況、最新のトピックス等について情報提供している。(表6)

表6 感染症等情報紙「はっする」発行状況

発行月	内 容
5月(第194号)	梅毒、ダニ媒介感染症、夜間エイズ相談・検査について
7月(第195号)	感染拡大を防ぐために適切な手洗いをしよう
9月(第196号)	結核・呼吸器感染症予防週間、防災月間、悩みごと総合相談会のご案内
11月(第197号)	マイコプラズマ肺炎、鳥インフルエンザ、性感染症検査のご案内
令和7年 1月(第198号)	インフルエンザ警報発令中、ノロウイルス、防災
3月(第199号)	感染性胃腸炎、急性呼吸器感染症

(6)感染症普及啓発事業(ライフステージ別感染症教室)

ライフステージ別感染症教室として研修会・出前講座等を開催し、感染症に関する正しい知識の普及啓発を図っている。(表7)

表7 ライフステージ別感染症教室

開催日	内 容	参加者
11月13日	◆講義「冬季に流行する感染性と児童福祉施設等における対策について」 ◆演習「嘔吐物処理について」 講師:杉田玄白記念公立小浜病院 感染管理認定看護師	児童福祉施設職員 計34名
11月26日	◆報告「コロナ禍における高齢者入所施設の感染対策」 報告者:若狭健康福祉センター地域保健課 ◆報告「コロナ禍における感染対策の取り組み」 報告者:特別養護老人ホーム高浜けいあいの里 ◆まとめ「新型コロナウイルス感染症の教訓を将来に生かすために」 講師:若狭健康福祉センター医幹	高齢者・障がい者施設職員 計50名

(7)感染症に関する連携会議

健康福祉センターと市町等の関係機関が緊密に連携して、平時および緊急時の感染症対策を円滑に行えるよう連携会議を開催している。(表8)

表8 感染症連携会議開催

開催日	内 容	参加機関
7月1日	若狭地域市町との感染症および防疫対策連携会議 1.感染症予防対策の現状報告および緊急時の連携体制について 2.避難所・福祉避難所での感染症対策について	管内市町(保健・福祉・防災担当課) 計12名

(8)健康危機対処計画(感染症編)における研修・訓練

今後の新興感染症の発生およびまん延に備え、若狭健康福祉センター健康危機対処計画(感染症編)に基づいた研修・訓練を実施している。(表9)

表9 健康危機対処計画(感染症編)における訓練・研修

開催日	内 容	参加機関
12月4日	新型疑似症患者搬送訓練 1.情報伝達(クリニックからの第一報、医療機関への検査・および入院等の調整) 2.医療機関への搬送	病院、消防、管内市町、健康福祉センター 計15名
令和7年 2月13日	若狭健康福祉センター健康危機対処計画(感染症編)の1.新たな感染症が海外や国内発生している時期、2.流行初期、3.受援の時期の体制について検証。	健康福祉センター、その他 計12名
令和7年 2月26日	積極的疫学調査研修 1.積極的疫学調査の実施 2.感染症対応時のICTの活用について	管内市町、健康福祉センター、その他 計16名

第2章 結 核

ポイント

- ・令和 6 年に新たに結核患者として登録された者は 3 人で、そのうち潜在性結核患者は 1 人であった。
- ・年代別にみると、50 歳代が 1 人、80 歳代が 1 人、90 歳代が 1 人であった。

1 結核対策の現状

世界では、総人口の約 4 分の 1 が既に結核に感染しており、年間 100 万人以上が亡くなっている。日本でも、1950 年代までは「国民病」「亡国病」と恐れられ、50 年前までは死亡原因の第 1 位であった。医療や生活水準の向上により服薬による治療が可能な時代になったが、今でも年間 10,000 人以上の新しい患者が発生し、1,500 人以上が命を落としている日本の重大な感染症である。

欧米の先進国は以前から結核罹患率が人口 10 万対 10 以下の低まん延国になっているのに対して、日本は 2021 年にようやく人口 10 万人あたり 9.2 と低まん延国入りを果たした。それでも、10,096 人(2023 年)の患者が報告されており、新たに結核になった患者のうち、外国生まれの割合は増加している。

国は、外国人の結核対策として、結核高蔓延国から日本に渡航して中長期在留しようとする者に対し、結核を発病していないことを求める入国前結核スクリーニングの健診受付を 2024 年 3 月 24 日から開始した。入国前結核スクリーニングは、調整がついた対象国から順次開始し、フィリピン・ネパールは、6 月 23 日から在留資格認定証明書交付の際に、結核非発病証明書の提出が義務付けられた。

(1) 結核登録患者の状況

管内での令和 6 年の新登録結核患者数は 3 人であり、80 歳代以上の高齢者が多い。(表 1) 年末時登録者数は表 3 のとおりである。

表1 令和 6 年 新登録結核患者(活動性・年齢階級別・性別)

(単位:人)

種 別	肺結核活動性						肺外結核活動性		潜在性結核感染症		合 計			
	喀痰塗抹陽性		その他の結核菌陽性		菌陰性・その他									
	年齢別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
0～4 歳														
5～9 歳														
10～14 歳														
15～19 歳														
20～29 歳														
30～39 歳														
40～49 歳														
50～59 歳										1		1		1
60～69 歳														
70～79 歳														
80 歳～		1					1					1	1	2
計		1					1			1		1	2	3

表 2 新登録結核患者の推移(市町別)

(単位:人)

年 市町名	R2	R3	R4	R5	R6
小 浜 市	2	4	1	3	1
高 浜 町	2	3	1	1	1
おおい町	1	6	1	1	1
若 狭 町	1	-	3	-	-
管 内	6	13	6	5	3
県 内	86	79	57	67	81
全 国	18,314	16,659	15,260	15,129	16,018

(潜在性結核感染症患者を含む)

表 3 結核患者の年末現在登録者数

(単位:人)

年		R2	R3	R4	R5	R6
総 数		10	10	12	12	10
肺結核 活動性	喀痰塗抹陽性	1	1	4	1	1
	その他の結核菌陽性	1	1	3	1	-
	菌陰性・その他	1	-	-	-	-
肺 外 結 核 活 動 性		-	-	2	2	1
不 活 動 性 結 核		6	5	-	7	7
活 動 性 不 明		-	-	-	-	-
潜 在 性 結 核 感 染 症		1	3	3	1	1

2 結核対策事業

(1) 結核健康診断

① 定期健康診断

定期の健康診断は事業所・学校・施設においてはその長が、それ以外の一般住民については市町村長が実施義務者となって行われる。対象者は、患者接触者以外で結核罹患率の高い人々(高齢などのハイリスク者)、発病すると周囲に感染を広げるおそれのある職業従事者(医療従事者、教育関係者等)、高校生以上の学校入学者である。

当センターでは、管内における健康診断の実施状況の把握に努めている。(表 4)

表 4 令和 6 年度定期健康診断実施状況

区分	対象施設数	対象者数	実施者数	実施率	患者発見数
事業者	68	2,712	2,689	99.2	-
学校長	5	475	475	100	-
施設長	9	412	412	100	-
市町村長	4	19,944	3,875	19.4	-

② 接触者健診、精密検査(管理検診)

接触者健診は患者家族およびその他の接触者の感染や発病の有無を確認するため、また感染源の調査のために実施している。令和 6 年度の接触者健診の実施件数(延べ)は 20 件であった。

精密検査(管理検診)は結核患者の治療終了後 2 年間、結核の再発早期発見のため実施している。令和 6 年度の精密検査の実施件数(延べ)は 13 件であった。(表 5)

また、平成 23 年度から接触者健診、精密検査の一部外部委託が開始された。

※委託医療機関： 杉田玄白記念公立小浜病院
独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院
おおい町保健・医療・福祉総合施設診療所

表 5 令和 6 年度 接触者健診、精密検査の実施件数 (単位:延べ件数)

区分	種別	ツベルクリン反応検査		IGRA 検査		胸部 X 線検査	
		保健所	委託医療機関	保健所	委託医療機関	保健所	委託医療機関
接触者健診		-	-	20			
精密検査							13

(2)新登録結核患者発見方法

発見方法別では、新登録結核患者の 3 人が医療機関を受診して発見された。接触者健診で発見された新登録結核患者はいなかった。(表 6)

表 6 令和 6 年 新登録結核患者(発見方法別) (単位:人)

区分	種別	総 数	肺 結 核 活 動 性			肺外結核 活動性	(別掲) 潜在性 結核感染症	
			登録時喀痰 塗沫陽性		その他の 結核菌陽性			菌陰性・ その他
			初回 治療	再治療				
総 数		3	1	-	-	-	1	
個別健康診断		-	-	-	-	-	-	
定 期 健 診		-	-	-	-	-	-	
接 触 者 健 診		-	-	-	-	-	-	
医療機関受診		3	1	-	-	-	1	

(3)結核患者訪問指導

登録した患者については、保健師による訪問指導を行っており、令和 6 年度の訪問指導件数は実人数で7人であった。(表 7)

表 7 令和 6 年度 結核相談・訪問指導件数 (単位:人)

相 談		訪 問 指 導	
電 話	来 所		
延人数	延人数	実人数	延人数
7	5	7	24

(4)結核患者地域 DOTS 事業の状況

結核患者の服薬管理を支援することにより、治療中断を防止し治療完了に導き、ひいては結核の再発や感染の拡大、薬剤耐性菌の出現を防止する目的で、平成 17 年度から結核患者地域 DOTS 事業を実施している。(表 8)

杉田玄白記念公立小浜病院において毎月一回 DOTS カンファレンスを開催し、医療機関と当センターが情報交換しながら患者の確実な治療を支援している。

表 8 結核患者地域 DOTS 事業実施状況

(単位:人)

	項 目 別	人数
R6 年度末時点の DOTS 実施者数	院内 DOTS 中	1
	毎日 確 認	-
	週 1 回 確 認	-
	2 週間に 1 回 確 認	-
	月 1 回 確 認	6

第3章 難 病

ポイント

- ・平成 27 年 1 月 1 日から、「難病対策要綱」の改正に伴い、「難病患者の医療等に関する法律（難病法）」が施行され、令和 7 年 4 月 1 日より対象疾病が 341 疾病から 348 疾病となった。また、「障害者総合支援法」の対象となる疾病も 369 疾病から 376 疾病に拡大し、対象疾患該当者は支援を受けることが可能となった。
- ・令和 6 年 4 月の改正難病法施行に伴い、指定難病患者が福祉・就労等の各種支援を受ける際に活用できる「登録者証」の交付を開始した。
- ・難病対策地域協議会では、災害時に備えた避難行動要支援者の情報共有の仕組みや個別避難計画の策定について、市町や医療機関、事業所等と現状を共有し課題解決に向けて協議している。

1 難病対策の実施状況

(1) 特定医療費（指定難病）支給認定制度（旧：特定疾患治療研究事業）

平成 27 年 1 月 1 日から難病法の施行に伴い、医療費助成の対象疾病が特定疾患から指定難病に名称変更され、より多種類の難病に対する医療費の公費負担制度が開始された。（表 1）

また、令和 6 年 4 月の改正難病法施行に伴い、指定難病患者が福祉・就労等の各種支援を受ける際に活用できる「登録者証」の交付が開始された。

表 1 特定医療費（指定難病）医療受給者（旧：特定疾患医療受給者）状況（単位：人）（R7 年 3 月 31 日時点）

市町別 年度	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町 （旧上中町）	管内
R2	247	71	71	65	454
R3	269	75	77	66	487
R4	256	71	77	67	472
R5	265	80	75	71	491
R6	270	85	79	69	503

(2) 在宅難病患者家庭訪問指導事業

在宅療養中の重症患者やニーズの高い者に対し、当センター職員が家庭訪問して、療養および日常生活にかかわる相談指導や他機関との連絡調整を行い、患者・家族の生活上の悩みごとや疾病に対する不安の軽減を図っている。（表 2）

表 2 令和 6 年度在宅難病患者家庭訪問指導状況（単位：人）

病 名	実人数	延人数
筋萎縮性側索硬化症（ALS）	4	12
パーキンソン病	5	9
多系統萎縮症	1	3
IgA 腎症	1	3
特発性間質性肺炎	2	4
合 計	13	31

(3) 在宅難病患者訪問指導（診療）事業

日常生活全般において介助を必要とする通院困難な患者・家族に対して、専門医・理学療法士等による診療班がセンター職員とともに家庭訪問し、専門的なアドバイスや個々の状況に応じた相談援助を行っている。令和 6 年度は、利用実績はなかった。

本事業は、個々の状況に応じた対応ができるため、実際に訪問指導を受けた患者の満足度は

高い。

(4) 特定疾患患者相談事業

特定医療費(指定難病)患者およびその家族に対し疾病等の不安解消を目的に相談会を開催している。

若狭管内には、患者会がなく同病者と悩みや問題を共有することの効果は大きく、参加者からは継続した開催の希望が多い。患者数の多い疾病を対象に実施しているが、参加者数が少ないため、患者・家族が参加しやすいよう、周知方法や内容等を工夫することが必要である。(表3)

表3 特定疾患患者相談事業の実施状況

開催日	内 容	参加者数
令和6年 7月25日 (木)	難病患者・家族対象個別相談会 ・就労相談 ・療養相談 相談員:福井県難病支援センター職員	4名
令和6年 11月13日 (水)	難病患者・家族対象相談会 ・講座「パーキンソン病との上手な付き合い方」 ・交流会 講師:福井大学医学部地域健康学講座教授	17名
令和6年 12月4日 (水)	難病患者・家族対象相談会 ・講座「パーキンソン病および類縁疾患の在宅療養のポイント」 ・交流会 講師:杉田玄白記念公立小浜病院 理学療法士	12名

(5) 難病対策地域協議会(地域ケアシステム検討会議)

多様化している個々のニーズに対応していけるよう、支援者の気づきや思いを相互に情報共有し、多職種との連携、ネットワークづくり等の在宅医療・療養生活を支えるための支援体制が必要である。

令和3年5月に災害対策基本法改正が行われ、市町村に対して個別避難計画の策定が努力義務化された。また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」により、市町村において支援が必要な難病患者等を把握し、市町村と都道府県等間で情報共有する仕組みを構築するなどの取り組みが必要とされている。そのため、令和6年度は、若狭管内においても市町の作成する個別避難計画が、発災時に有効活用できるように管内関係機関で情報交換を行い、それぞれが役割を意識して発災に備えられるよう協議会を開催した。(表4)

表4 難病対策地域協議会 開催状況

開催日	内 容	参加者数
令和6年 12月10日 (火)	・若狭管内の要配慮者の概要報告 若狭健康福祉センター 地域保健課 ・講義「保健・医療・福祉従事者の視点で配慮が必要な方が安心 出来る避難所と福祉避難所について考えよう」 講師:杉田玄白記念公立小浜病院 災害看護専門看護師 ・意見交換(避難行動要支援者対策について)	41人

(6) 重症難病患者在宅療養支援事業

平成22年度から人工呼吸器を装着し、在宅療養を行っている重症難病患者の介護を行う者が、疾病、冠婚葬祭や休養等の理由により、当該患者を在宅において介護することができない場合、一時入院および医療機関または指定訪問事業者が行う長時間訪問看護を支援することにより、患者の安定した在宅療養生活の確保と患者およびその家族の生活の質の向上を図ることを目的に

実施している。平成 24 年度からは気管切開を行う重症難病患者の介護を行う者も対象となった。令和 6 年度は、利用実績はなかった。

(7) 福井県在宅人工呼吸器使用患者支援事業

福井県に住所を有する指定難病受給者のうち、1 日につき 4 回以上の訪問看護が必要であると医師に認められる患者を対象として、訪問看護ステーション等に必要な費用を交付する（年間 260 回を限度とする）ものである。令和 2 年 3 月末に福井県と管内の訪問看護ステーションで契約が結ばれた。令和 6 年度は、利用実績はなかった。

(8) 人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援

福井県に住所を有する指定難病受給者のうち、人工呼吸器装着または気管切開を行っている在宅の難病患者に対して、災害発生時の安全確保および適切な避難が図れるよう、災害時個別対策マニュアルの作成を行っている。

(9) 災害時在宅人工呼吸器電源確保事業

発災に備え、人工呼吸器の電源を確保するために補助金を交付する事業が令和 2 年 9 月末から開始した。福井県に住所を有しており、24 時間継続して人工呼吸器を使用しながら在宅療養を行っている患者が対象となる。令和 6 年度は、利用実績はなかった。

第4章 精神保健

ポイント

- ・入院患者数、通院患者数ともに昨年に比べ減少した。
- ・自立支援医療(精神通院医療)受給者および精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加している。
- ・当センターへの相談内容は、老人や社会復帰、アルコール等依存症、心の健康相談等様々であり、医療中断者の病状悪化に伴う緊急性の高いもの、家族や周囲への迷惑行為等の問題解決困難な相談もある。
- ・令和6年は県内、管内ともに令和5年度に比べ自殺死亡数が増加した。

1 精神保健福祉の動向

管内の患者・精神障がい者の状況は以下のとおりである。

最近の市町別入院通院患者の動向としては、入院患者数は150人前後、通院患者数は1,300人前後で推移している。(表1)

自立支援医療(精神通院医療)受給者および精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にある。(表2・3)

表1 市町別入院通院患者数

(単位:人)

種別 市町名		入院患者(令和 7 年 3 月末時点の入院患者数)												通院患者		
		合 計			措 置			医 療 保 護			任 意			(令和 7 年 3 月 1 か月間の実人数)		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
県 内		1,659	758	901	3	2	1	939	423	516	716	332	384	35,722	15,937	19,785
小 浜 市		73	37	36	-	-	-	30	14	16	43	23	20	722	308	414
高 浜 町		9	5	4	-	-	-	2	1	1	7	4	3	125	53	72
おおい町		12	8	4	-	-	-	9	6	3	3	2	1	125	52	73
若狭町 *		59	23	36	-	-	-	34	13	21	25	10	15	417	187	230
管 内		153	73	80	-	-	-	75	34	41	78	39	39	1,389	600	789
管内	R6 年 3 月	177	92	85	-	-	-	106	60	46	71	32	39	1,588	699	889
	R5 年 3 月	167	82	85	1	1	-	96	49	47	70	32	38	1,428	614	814
	R4 年 3 月	181	82	99	-	-	-	106	49	57	75	33	42	1,468	637	831
	R3 年 3 月	192	86	106	-	-	-	111	49	62	81	37	44	1,332	598	734
	R2 年 3 月	202	97	105	-	-	-	114	52	62	88	45	43	1,469	659	810

*旧三方町を含む。

(福井県障がい福祉課資料より)

表2 自立支援医療費(精神通院医療)受給者証所持者数の推移 (単位:人)

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
管内*	379	720	671	759	806
県内	10,168	14,769	15,043	16,084	16,537

*旧三方町を含む。

(福井県障がい福祉課資料より)

※令和2年度の所持者数については、新型コロナウイルス感染拡大による有効期間延長措置を受け、更新手続きを行わなかった者の数を含めない。

表 3 精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

(単位:人)

年度 市町名	R2	R3	R4	R5	R6	R6 内 訳		
						1 級	2 級	3 級
小 浜 市	231	226	226	240	275	14	205	56
高 浜 町	60	64	66	66	78	5	55	18
おおい町	50	47	53	57	65	3	42	20
若 狭 町*	99	96	104	108	117	4	87	26
管 内	440	433	449	471	535	26	389	120
県 内	7,287	7,774	8,151	8,655	9,167	342	6,453	2,373

*旧三方町を含む。

(福井県障がい福祉課資料より)

2 精神保健福祉相談

管内における精神障がい者の通報は、令和 6 年度は 4 件であった。(表 4)

相談内容は認知症、依存症(アルコール・ギャンブル・薬物)、思春期、心の健康づくり等様々である。また、医療中断者の病状悪化に伴う緊急性の高いもの、家庭内暴力や周囲への迷惑行為の問題、ひきこもり等解決困難な相談もある。本人家族だけでなく、関係機関の支援者からの相談もあった。(表 5)

表4 管内精神保健福祉法に基づく診察等申請通報届出処理状況および措置状況 (単位: 件)

区分 年度	申請者の通報件数							緊急措置 (再)	処 理 状 況				
	一般 22条	警察官 23条	検察官 24条	保護 観察 所の 長 25条	矯正施 設所 の長 26条	精神病院 の 管理者 26-2 条	計		診 察 実 施			調査のみ	
									要措置	二次診察で 措置不要			一次診察 のみ実施
										入院医療	通院医療		
R2	-	6	1	-	2	-	9	-	1	-	-	5	3
R3	-	9	-	-	-	-	9	2	5	-	-	1	3
R4	-	7	1	-	1	-	9	-	4	-	-	3	2
R5	-	5	1	-	1	-	7	-	1	-	-	3	3
R6	-	3	1	-	-	-	4	-	1	-	-	1	2

表 5 精神保健福祉相談・訪問指導状況(令和 6 年度)

(単位:件)

		老 人	社会復帰	アルコール	薬物・ギャンブル	思春期	心の健康	その他	合 計
定例精神相談 (専門医による)	所内			1			3		4
				(1)			(3)		(4)
	所外								0
									(0)
面接相談		2	6				6	12	26
		(2)	(3)				(6)	(10)	(21)
訪 問		11	5				11	10	37
		(1)	(3)				(1)	(4)	(9)
電 話		6	15	3	1		17	28	70
		(5)	(5)	(3)	(1)		(13)	(22)	(49)
関係機関との 連絡調整		2	49	1		1	6	33	92
		(1)	(7)	(1)		(1)	(4)	(10)	(24)
									延べ人数
									(実人数)

3 ひきこもり対策

令和2年4月から当センター内に、福井県総合福祉相談所ホッとサポートふくいが運営する「福井県ひきこもり地域支援センター嶺南サテライト」が開設された。管内のひきこもりに関する相談については、ひきこもり支援コーディネーターと連携し対応している。

4 ネットワーク体制の整備

精神障がい者等が、地域でより良いサービスが受けられ安心して生活できるよう、ケース検討会や精神保健福祉連絡会、自立支援協議会等で関係機関の連携を強化するとともに地域の支援体制について検討している。

令和3年度からは、「地域生活中心」という理念のもと、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉、社会参加、住まい等包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議会を開催している。(表6)

表6 令和6年度『若狭地域における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会』開催状況

回	開催日	内容	参加者数
第1回	令和6年 7月11日(木) 15:00～ 16:30	・報告「公立小浜病院精神科における現状報告、地域の関係機関に望むこと」 報告者：杉田玄白記念公立小浜病院 精神科認定看護師 ・報告「高齢者施設における患者受入れ調査」 報告者：若狭健康福祉センター 地域保健課 ・意見交換(グループワーク) 「精神障がい者を地域で支えるために、今まで以上に各機関ができること」 ①地域移行について ②再入院させないための取り組み	37名
第2回	令和7年 1月29日 (水) 14:00～ 15:00	・入院患者の地域移行について、小浜病院から経過報告 報告者：杉田玄白記念公立小浜病院 精神科認定看護師 ・管内における包括的な精神保健支援体制について 若狭健康福祉センター 地域保健課	27名

5 自殺対策

我が国においては、自殺による死亡者数が高い水準で推移していることから、平成18年「自殺対策基本法」が施行され、自殺の防止および自殺者の親族等への支援の充実等を図るなど自殺対策を総合的に推進している。

<福井県の取り組み>

令和6年3月に策定された第2次福井県自殺対策計画では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、①地域における総合的な支援体制の強化、②ライフステージ別の対策の充実、③ハイリスク者への支援の充実と強化を基本目標とし、自殺対策の更なる充実を図っている。

(1)管内の状況

令和 6 年は昨年度に比べ県内、管内ともに自殺死亡数が増加した。(表 7)

表 7 管内および県内の自殺死亡者数の推移

年 市町名	R2	R3	R4	R5	R6
小 浜 市	5	8	3	4	2
高 浜 町	0	0	1	0	2
おおい町	1	3	2	1	1
若 狭 町*	3	4	4	2	5
管 内	9	15	10	7	10
県 内	126	128	114	99	105

*旧三方町を含む。

(厚生労働省 地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)より)

(2)若狭地域自殺対策連絡協議会

管内では、平成 22 年度から関係機関が連携・協力体制を構築し、自殺対策に主体的に取り組む地域基盤づくりを目的とした若狭地域自殺対策連絡協議会を設置している。

○構成機関(32 機関)

分 野	機 関
医 療	杉田玄白記念公立小浜病院、医療法人嶺南こころの病院、小浜医師会
司 法	小浜ひまわり基金法律事務所、福井県司法書士会
警 察	小浜警察署
消 防	若狭消防本部
労 働	敦賀労働基準監督署、福井産業保健総合支援センター、小浜公共職業安定所、小浜商工会議所、高浜町商工会、おおい町商工会、わかさ東商工会
福 祉	小浜市社会福祉協議会、高浜町社会福祉協議会、おおい町社会福祉協議会、若狭町社会福祉協議会、若狭つくし会、ふくい若者サポートステーション サテライト、若狭ものづくり美学舎
教 育	県立若狭高等学校、県立若狭東高等学校、青池学園高等学校、
行 政	小浜市、高浜町、おおい町、若狭町、嶺南消費生活センター、福井県総合福祉相談所、嶺南振興局若狭健康福祉センター(事務局)

①会議の開催

管内の自殺者数の減少に向け、協議会の構成機関と連携し取り組みを進めている。

表 8 令和 6 年度『若狭地域自殺対策連絡協議会』会議実績

開催日	内 容	参加者数
令和 7 年 1 月 29 日(水) 15:15~16:15	・自殺の現状および各機関の自殺対策活動計画について ・協議会の活動内容について	32 名

②普及啓発

・悩みごと相談会のチラシを作成・配布

9 月、3 月の相談会チラシの裏面に、『若狭地域における各機関の定例無料相談一覧』を掲載して関係機関に配布した。

・管内の公共施設、コンビニエンスストア等のトイレに「こころの相談カード」を設置し、悩みを抱える人に対して相談先を周知している。

③悩みごと総合相談会

・9月の自殺予防週間、3月の自殺予防月間に合わせて年2回実施した。(表9)

表9 悩みごと総合相談会実施状況

日時	内容	参加実績	場所
令和6年9月28日(土) 13:00~16:00	(相談内容) ・法律相談(借金、相続、離婚) ・精神相談(精神疾患、対人関係、ストレス、発達障害、依存症等) ・介護、子育て、ひきこもり等相談 ・就労相談(生活困窮、自立生活)	8件	若狭健康福祉センター
令和7年3月8日(土) 9:30~12:30	同上	7件	若狭健康福祉センター

④若者のための臨床心理士相談会

悩みを抱える生徒、保護者からの相談に応じるため、令和元年度から「生徒、保護者、教員のための臨床心理士による相談会」を開催している。

⑤チェックシートを活用した窓口担当者研修

相談窓口の担当者が、自殺リスクへの理解およびゲートキーパーの役割を認識し、ハイリスク者を適切な機関へ紹介できる力量を身につけるために研修を行っている。(表10)

表10 チェックシートを活用した窓口担当者研修実施状況

日時	内容	参加者数	場所
令和6年9月27日(金) 10:00~11:30	・説明「チェックシートを活用した相談対応」 若狭健康福祉センター地域保健課 ・相談対応のロールプレイ 講師：福井県総合福祉相談所職員	28名	若狭健康福祉センター

第5章 母子保健

ポイント

- ・令和6年4月の改正児童福祉法施行に伴い、小児慢性特定疾病患者が福祉・就労等の各種支援を受ける際に活用できる「登録者証」の交付を開始した。
- ・育児不安解消サポート事業では、妊婦・就学前の子どもをもつ母、父、家族の育児不安やメンタル不調の改善を図るため、精神科医師や公認心理師等による個別相談を実施している。令和6年度は年間7回開催した。

1 医療給付

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

治療が長期にわたり医療費も高額となることから、医療の確立と患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療給付を行っている。疾病別の状況は、内分泌疾患によるものが最も多く、次いで慢性心疾患となっている。(表1)

また、令和6年4月の改正児童福祉法施行に伴い、小児慢性特定疾病患者が福祉・就労等の各種支援を受ける際に活用できる「登録者証」の交付が開始された。

表1 若狭管内の小児慢性特定疾患給付件数 (単位:件)

種別	年度	R2	R3	R4	R5	R6				
						合計	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町
悪性新生物		3(3)	7(3)	6(6)	6(4)	5(5)	3(3)	1(1)	-	1(1)
慢性腎疾患		5(4)	4(3)	5(4)	5(5)	2(2)	1(1)	-	-	1(1)
慢性呼吸器疾患		2(2)	1(1)	1(1)	-	-	-	-	-	-
慢性心疾患		10(10)	10(10)	10(10)	9(9)	7(7)	4(4)	-	2(2)	1(1)
内分泌疾患		19(17)	14(14)	13(13)	12(11)	9(8)	5(5)	2(1)	-	2(2)
膠原病		3(1)	2(2)	3(2)	4(4)	1(1)	1(1)	-	-	-
糖尿病		3(2)	4(3)	4(4)	3(3)	3(3)	2(2)	1(1)	-	-
先天性代謝異常		-	-	1(0)	1(1)	1(1)	-	-	1(1)	-
血友病等 血液・免疫疾患		1(1)	1(1)	2(1)	3(2)	2(2)	1(1)	1(1)	-	-
神経・筋疾患		6(4)	6(6)	6(6)	6(6)	7(6)	4(4)	2(1)	-	1(1)
慢性消化器疾患		4(3)	4(4)	5(4)	5(5)	4(3)	2(2)	-	2(1)	-
染色体又は遺伝子 変化に伴う症候群		1	2(1)	3(2)	2(2)	3(2)	2(1)	1(1)	-	-
皮膚疾患群		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		57(47)	55(48)	59(53)	56(52)	44(40)	25(24)	8(6)	5(4)	6(6)

※()内は前年度から継続して給付を受けた者(内数)

(2) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療は、令和 4 年 4 月 1 日より保険適用となった。県では、令和 4 年 10 月 5 日に助成制度を改正し(令和 4 年 4 月 1 日以降に終了した特定不妊治療から適用)、保険適用となる特定不妊治療(先進医療を組み合わせて保険診療で実施)、国で審議中の技術と組み合わせて実施する特定不妊治療、保険適用の回数が終了した後の特定不妊治療に対して、1 回あたりの自己負担額が 6 万円を超えないように助成を行っている。(表 2)

表 2 特定不妊治療費助成件数(延べ)

(単位:人)

回数別 \ 年度	R4	R5	R6
保険診療で実施	16	28	42
先進医療および組み合わせて保険診療で実施	25	37	53
国で審議中の技術等と組み合わせて実施	-	1	-
保険適用回数終了後	2	1	4
男性不妊治療	1	1	-
合 計	44	68	99

2 人工妊娠中絶

管内医療機関から報告された人工妊娠中絶の件数を取りまとめ、国へ報告している。(表 3)

表 3 年代別人工妊娠中絶数

(単位:人)

年齢別 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
15 歳未満	-	-	-	-	-
15 歳	-	-	-	-	-
16 歳	-	-	-	-	-
17 歳	-	-	-	-	-
18 歳	-	1	-	1	-
19 歳	1	-	1	-	-
20～29 歳	3	4	4	2	3
30～39 歳	3	2	1	3	3
40～49 歳	2	2	1	1	3
合 計	9	9	7	7	9

3 母子保健相談実施状況

母子保健法の一部改正に伴い、平成 25 年度から未熟児の訪問指導も市町に権限移譲された。当センターは、小児慢性特定疾病や育児不安解消サポート事業の対象者で支援が必要と考えられる場合、保健師が相談対応や家庭訪問を行っている。(表 4)

表 4 令和 6 年度長期療養児・障がい児相談状況(若狭健康福祉センター) (単位:人)

相 談									訪 問		電 話 相 談 (延人員)
実 人 員	延人員								実 人 員	延 人 員	
	申 請 等	医 療	家 庭 看 護	福 祉 制 度	就 学	食 事 ・ 栄 養	歯 科	そ の 他			
44	44	-	-	-	-	-	-	-	4	8	5

4 先天性代謝異常等検査事業

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常および先天性副腎過形成症および先天性甲状腺機能低下(クレチン)症は、放置すると知的障がいや発育不良などの症状をきたすが、早期に発見し適切な治療を行うことにより、心身障がいを予防することが可能である。

当センターでは、精密検査を必要とする乳児について、受診確認や保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施している。

管内の令和6年度の先天性代謝異常検査では、要精密検査者は1件であった。(表5)

表5 先天性代謝異常等検査 (単位:件)

年度 種別		R2	R3	R4	R5	R6
要精密検査者		-	1	-	-	1
要精密検査 結果	要治療	-	-	-	-	-
	経過観察	-	1	-	-	-
	異常なし	-	-	-	-	1

5 育児不安解消サポート事業(“かるがも”のお部屋)

育児不安や育児ストレスを抱え、児童虐待に発展する恐れのある家庭の保護者に対し、助言・指導を行い、その未然防止を図る目的で毎月実施している。対象者は妊娠中または就学前児童を育てる父、母やその家族で、育児ストレス、育児不安が強い方、または親子関係、家族関係、対人関係等に悩んでいる方である。保護者に対しては精神科医、公認心理師による個別相談を実施、子どもには保育士、家庭相談員等が関わり、遊びや保育を通じて行動や感情表現等の観察を実施し、今後の方針を検討している。現在の利用者は育児不安が強い方や家族関係に悩む方など様々で、公認心理師による個別相談の利用が多い。

令和6年度の育児不安解消サポート事業への保護者の参加実人数は5人、参加延人数は13人であった。(表6)

表6 育児不安解消サポート事業参加状況 (単位:人)

年度 種別		R元	R2	R3	R4	R5	R6
保護者	実人数	30	9	7	9	9	5
	延人数	65	16	17	10	10	13
子ども	実人数	35	3	5	8	8	1
	延人数	76	6	9	4	9	2

6 母子保健支援事業

近年、産後うつ等の専門的な支援が必要な妊産婦が増加し、母子保健に対するニーズも多様化・高度化している。そこで、地域の関係機関が相互の業務について理解を深め、支援を必要とする妊産婦およびその家庭に効果的な支援が提供できる体制整備を行っている。(表7)

表7 母子保健・産科医療機関等連携会議実施状況

開催日	内容	参加者
令和7年 2月17日(月)	【第一部】 ・支援充実のための「気がかり妊婦・親子連絡票」の活用について意見交換 【第二部】 ・今後の乳幼児健診の体制および5歳児健診について	16名 杉田玄白記念公立小浜病院(産科)、中山クリニック、小浜助産師会 うぶごえ、管内各市町母子保健担当 保健師、若狭健康福祉センター

7 福井県気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム

平成29年7月から、県内全域において気がかりな妊婦・親子を関係機関が早期に把握し、連携することを目的に「妊婦・親子連絡票」を用いた連携システムを開始した。(表8)

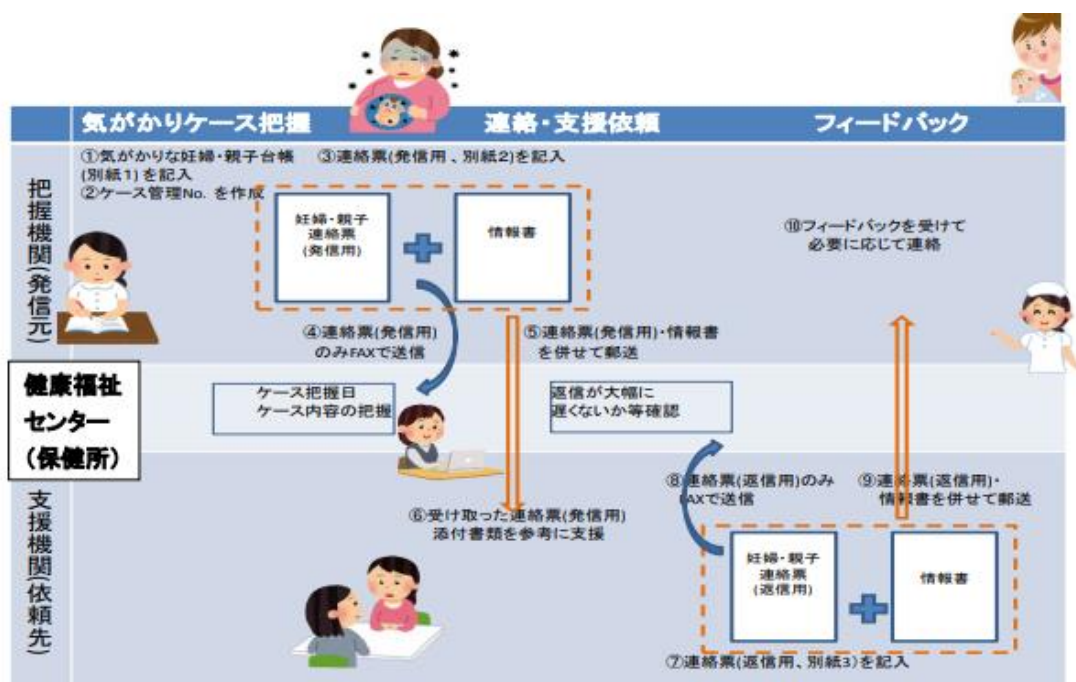


表8 令和6年度 管内妊婦・親子連絡票発信・返信件数

発信数(件)	返信数(件)
37	29

8 市町における母子保健事業

(1) 母子保健事業 概要

管内市町でも様々な母子保健事業が実施されている。(表9)

表 9 令和 6 年度 管内市町母子保健事業

	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町
思春期		・いのち学習	・赤ちゃんふれあい体験	
妊産婦	・母子健康手帳交付 ・プレパパ＆プレママ講座 ・妊婦・産婦健康診査費用助成 ・妊婦・産婦訪問 ・産後ケア事業	・母子、父子健康手帳交付 ・スマイルマルシェ(妊婦産婦乳児相談事業) ・妊婦・産婦健康診査費用助成 ・妊婦・産婦訪問 ・乳房ケア費用助成 ・産後ケア事業	・母子健康手帳交付 ・マザーズカフェ(妊産婦の集いの場) ・妊婦・産婦健康診査費用助成 ・妊婦・産婦訪問 ・産後ケア事業	・母子健康手帳交付 ・妊婦・産婦健康診査費用助成 ・妊婦・産婦訪問 ・産後ケア事業
乳幼児	・新生児聴覚スクリーニング検査費用助成 ・新生児・乳児訪問 ・未熟児養育医療給付 ・3～4 か月 STARTkurumu ・ブックスタート事業 ・1か月児健康診査 ・スマイルマルシェ(妊婦産婦乳児相談事業) ・6～8か月スマイルキッチン ・9～10か月児健康診査 ・こといくひろば ・休日開館 育児講座(父親への相談支援) ・1歳6か月児健康診査 ・2歳親子歯科健康診査 ・3歳児健康診査 ・すくすく教室(乳幼児発達相談事業) ・わくわく☆ちびっこ食体験クラブ来所相談発達相談 ・年中児発達フォロー教室 ・移行支援事業 ・Kurumu グループ教室	・新生児聴覚スクリーニング検査費用助成 ・新生児・乳児訪問 ・未熟児養育医療給付 ・3～4 か月 STARTkurumu ・ブックスタート事業 ・1か月児健康診査 ・スマイルマルシェ(妊婦産婦乳児相談事業) ・6～8か月スマイルキッチン ・9～10か月児健康診査 ・こといくひろば ・休日開館 育児講座(父親への相談支援) ・1歳6か月児健康診査 ・2歳親子歯科健康診査 ・3歳児健康診査 ・すくすく教室(乳幼児発達相談事業) ・わくわく☆ちびっこ食体験クラブ来所相談発達相談 ・年中児発達フォロー教室 ・移行支援事業 ・Kurumu グループ教室	・新生児聴覚スクリーニング検査費用助成 ・新生児・乳児訪問 ・未熟児養育医療給付 ・1か月児健康診査 ・2か月児訪問 ・4か月児健康診査 ・4か月児育児教室 ・7か月児育児教室 ・9～10か月児健康診査 ・10か月児育児教室 ・12か月児育児教室 ・1歳6か月児育児教室と健康診査 ・2歳児歯科健康診査 ・2歳児育児教室 ・3歳児健康診査 ・ことばの相談 ・育ちの相談 ・言葉と遊びの広場	・新生児聴覚スクリーニング検査費用助成 ・新生児・乳児訪問 ・未熟児養育医療給付 ・1か月児健康診査 ・2か月児訪問 ・4か月児健康診査 ・4か月児育児教室 ・7か月児育児教室 ・9～10か月児健康診査 ・10か月児育児教室 ・12か月児育児教室 ・1歳6か月児育児教室と健康診査 ・2歳児歯科健康診査 ・2歳児育児教室 ・3歳児健康診査 ・ことばの相談 ・育ちの相談 ・言葉と遊びの広場
その他	・予防接種 ・不妊治療費助成金交付事業 ・保育カウンセラー事業 ・子どもの健康づくり検討委員会 ・子育て支援アプリ	・予防接種 ・不妊治療費助成金交付事業 ・保育カウンセラー事業 ・子どもの健康づくり検討委員会 ・子育て支援アプリ	・予防接種 ・不妊治療費助成金交付事業 ・保育カウンセラー事業 ・母子保健推進員活動 ・保育士・養護教諭等関係機関との連絡調整 ・母子健康手帳アプリ	・予防接種 ・不妊治療費助成金交付事業 ・保育カウンセラー事業 ・母子保健推進員活動 ・就学指導委員会 ・小児保健研究会 ・子育て支援アプリ

(2)1 歳 6 ヶ月児健康診査

令和 5 年度 1 歳 6 ヶ月児健診では、対象者 417 人中受診者は 413 人で受診率は 99.0%であった。(表 10)

表 10 令和 5 年度 1 歳 6 ヶ月児健康診査受診者数 (単位:人)

	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町*	管 内
対象者数	210	72	61	74	417
受診者数	207	71	61	74	413
受診率(%)	98.6	98.6	100	100	99.0
異常なし	109	46	45	38	238
要経過観察	74	21	15	34	144
要治療	7	0	0	0	7
要精密検査	10	1	1	2	14
精密検査受診者数	7	1	1	2	11

*旧三方町を含む

出典:地域保健・健康増進事業報告

(3)3 歳児健康診査

令和5年度 3歳児健診では、対象者453人中受診者は448人で受診率は98.9%であった。(表11)

表 11 令和 5 年度 3 歳児健康診査受診者数 (単位:人)

	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町*	管 内
対象者数	217	73	68	95	453
受診者数	212	73	68	95	448
受診率(%)	97.7	100	100	100	98.9
異常なし	115	37	38	25	215
要経過観察	56	9	21	33	119
要治療	8	0	2	0	10
要精密検査	32	19	6	28	85
精密検査受診者数	28	12	4	26	70

*旧三方町を含む。

出典:地域保健・健康増進事業報告

第6章 健康増進

ポイント

- ・食環境整備の一環として「ふくい 100 彩ごはん」の取組みや管内市町と連携して減塩対策を行っている。
- ・国民健康保険加入者のうち禁煙希望者に対して、医療機関および薬局と連携した禁煙支援を推進している。

1 健康づくりの推進

「健康日本 21(第三次)」や「第 5 次元気な福井の健康づくり応援計画(令和 6 年 3 月改訂)」を推進するために、当センターは、食環境の整備や栄養や運動等の生活習慣改善の推進を行っている。

(1) 食環境整備

飲食店およびスーパー等を対象に本県の豊富な食材・特産品を活かし、低カロリー・低塩分で野菜を多く使ったメニューを募集し、県が定めた認証条件に該当したメニューを「ふくい 100 彩ごはん」として認証した。認証メニューは、県のホームページに掲載し、外食・中食(調理されたものを持ち帰り家で食べること)、配食サービス利用時に健康に配慮した食事ができる食環境整備に努めた。(表 1)

さらに、県内全域で高血圧症が健康課題であることや、管内市町は県と比較して、虚血性心疾患の SMR(標準化死亡比)^{※1}が高い現状から、高血圧症の要因の一つである食塩の過剰摂取に関する対策を管内市町と連携して行い、心血管疾患による死亡者数の減少や健康寿命の延伸を図っている。令和 5 年度からはスーパーと連携して減塩商品にステッカーの設置を始め、令和 6 年度は「減塩対策キャンペーン」として店頭で減塩啓発ポスターや省塩^{※2} はぴりゅうのパネルを設置する等して、住民に対する減塩商品の利用促進に関する取組みを行った。また、事業者に向けて、惣菜の減塩化に先駆的に取り組む県外事業者を講師とした講演会を開催した。

※1 SMR(標準化死亡比):人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標のこと

※2 「減塩」をポジティブに捉えて取り組んでもらえるよう、県では「省エネ」とかけて「省塩」という言葉を用いている。

表 1 令和 6 年度 若狭管内の「ふくい 100 彩ごはん」認証店舗数

	定食・弁当	惣菜	配食サービス	社員食堂	合計数
店舗数	5	9	2	4	20

(2) 食品表示の適正化(健康の増進に関する表示)

食品の表示は複数の法で規定されているが、健康の増進に関する表示は、主に食品表示法と健康増進法で定められている。食品表示法では栄養成分表示について、健康増進法では健康効果に関する虚偽誇大表示の禁止について規定している。当所では、住民からの通報や検査で発覚した不適正な表示や広告に対する指導および食品関連事業者等からの相談に応じている。(表 2)

表 2 令和 6 年度 管内における食品表示に関する指導・相談状況

区分	指導・相談件数
栄養成分表示(食品表示法)	14
健康保持増進の虚偽誇大広告(健康増進法)	-

(3)食生活改善推進員による活動

本県における食生活改善推進員は福井県食生活改善推進員連絡協議会(以下、福食連)に加入し、地域でのボランティア活動を通じた栄養改善を行っている。当管内においては1市3町で福食連若狭支部を構成しているが、小浜市以外の3町は福食連を休会しているため、小浜市における活動状況を下記に示す。(表3)

表3 令和6年度 福食連若狭支部 活動状況

推進員数	区分	子どもの健康、食生活	若者・働き世代の健康・食生活	高齢者の健康・食生活	その他	総数
164	延べ回数	221	207	490	141	1,059
	延べ人数	1,243	3,124	1,068	1,956	7,391

出典：福食連若狭支部および小浜市食生活改善推進協議会総会資料

(4)運動習慣の推進

県では、仕事の合間や休憩時間を利用した運動の機会を確保することを目的に、「スニーカービズ」(歩きやすい靴で通勤・勤務を行うこと)を推進するとともに、令和6年秋には、歩行計測アプリを使って目標歩数を達成した方にポイントを付与するウォーキングイベント「はぴウォーク」を実施した。

2 がん対策

「がん対策基本法」が平成19年4月から施行され、同法に基づき「がん対策推進基本計画」が策定された。福井県では、がん予防・検診・治療日本一を目指し「第4次福井県がん対策推進計画」(令和6年3月策定)により、「健康長寿ふくい」の実現に向けてがん対策を総合的に推進している。

(1)がん検診受診率

がん検診は、がんを早期発見し適切な治療を行うことで、がん死亡者数を減少させることができる確実な方法であり、現在、市町および職域において実施している。管内の市町が実施している検診受診率は下記のとおりである。(表4)

表4 市町が実施した70歳未満のがん検診受診率

(単位：%)

種別 年度 市町名	胃がん		肺がん		大腸がん		子宮頸がん		乳がん	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
小浜市	13.1	13.9	23.7	24.5	24.9	25.2	64.6	79.9	58.9	69.2
高浜町	64.8	62.1	92.1	84.8	109.4	101.2	117.9	112.5	117.4	116.1
おおい町	46.2	46.3	46.0	40.2	51.7	48.7	103.1	96.9	98.0	92.6
若狭町*	35.1	31.8	44.4	44.0	47.1	46.7	100.3	104.0	98.5	105.2

※本受診率は、国の示す市町推計対象を使用しているため、場合によっては100%を超える場合も有りうる。

(がん検診を実施していない事業所の就業者が市町がん検診を受診している場合等)

※旧三方町を含む。

(参考) 受診率(胃・肺・大腸) = $\frac{1 \text{ 年間にがん検診を受診した 70 歳未満の人数 (集団・個別)}}{\text{該当市町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上 70 歳未満の男女}}$

受診率(乳・子宮) = $\frac{(\text{前年度 70 歳未満の受診者数} + \text{当年度 70 歳未満の受診者数} - 2 \text{ 年連続 70 歳未満の受診者数})}{\text{該当市町村の区域内に居住地を有する対象年齢の女性}}$

(乳 40 歳以上・子宮 20 歳以上 70 歳未満)

出典：県保健予防課

(2)がん検診受診促進キャンペーン

がん検診普及啓発のため、福井県労働基準協会と連携して管内事業者に対してがん予防や検診受診について説明し、パンフレットを配布した。(表 6)

表 6 令和 6 年度がん検診受診促進キャンペーン実施内容

実施日	場 所	内 容	参加者数
6 月 6 日(木)	パレア若狭	令和 6 年度全国労働衛生週間説明会	96 人
9 月 5 日(木)	パレア若狭	令和 6 年度全国安全衛生週間説明会	70 人

3 受動喫煙防止、禁煙支援対策

当センターでは、5 月 31 日の「世界禁煙デー」を中心とした「禁煙週間」に、ポスター掲示を行い、福井県労働基準協会と連携して管内事業者に対して受動喫煙防止を啓発している。また、市町の特定健診・特定保健指導を受診した禁煙に関心を持つ者に対して禁煙外来による禁煙治療や薬局での禁煙相談を促している。また、令和 4 年度からは、管内の医療機関、薬局や市町等に禁煙ポスターや禁煙手帳を配布して、受動喫煙防止および禁煙支援活動の促進を図っている。

4 若狭地域・職域連携推進協議会

地域保健と職域保健が共同して健康づくりを推進していくことを目的に平成 20 年度より健康課題の解決に向けた事業を実施した。令和 5 年度からは、減塩対策をテーマに食環境整備や教育の場面での減塩普及について協議を行った。(表 7、表 8)

表 7 若狭地域・職域連携推進協議会活動内容

年度	内 容
平成 20 年度～ 平成 24 年度	がん検診の機会提供やがん検診受診勧奨による受診率向上に向けた対策を検討した。
平成 25 年度～ 平成 30 年度	メタボリックシンドローム対策として食・運動習慣に関する目標を掲げ、参加機関がそれらの目標の達成に向けてmy企画書を作成して、その内容を実践した。
令和元年度～ 令和5年度	独自の紹介状様式を用いて、受動喫煙防止や禁煙希望者に対する禁煙支援を推進
令和5年度～	県や若狭地域における健康課題を共有し、各機関とともに減塩に向けた取組みについて協議を行った。

表 8 令和 6 年度 若狭地域・職域連携推進協議会開催状況

開催日	内 容	参加者	
令和 7 年 2 月 6 日	・県・管内における健康課題や、減塩対策の取組みを共有し、各機関(医療、労働、教育)が取組むことができる減塩対策を検討する	24 名	医師会、歯科医師会、調剤薬局薬剤師、労働基準監督署、保険者、各市町商工会事務局長、事業所健康管理担当者、教育機関、市町担当者

5 給食施設指導・支援、市町支援

(1) 給食施設指導

健康増進法に基づき、特定多数の人に対して継続的に1回100食以上または1日250食以上の食事を提供する「特定給食施設」と、1回20食以上または1日50食以上提供する「その他の給食施設」に対し、適切な栄養管理が実施されるように栄養士の配置や栄養管理に関する指導・助言を行っている。(表9、10)

表9 令和6年度給食施設数および栄養士・管理栄養士配置状況

区分 施設別		管理栄養士 のみいる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもい ない施設数
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
特定給食施設	学 校	5	5	1	2	1	1	2	10
	病 院			2	3	3			
	介護老人保健施設	1	2						
	介護医療院								
	老人福祉施設	2	2	1	1	2			
	児童福祉施設	1	1				3	6	4
	社会福祉施設								
	そ の 他								
計		9	10	4	6	6	4	8	14
その他の給食施設	学 校	1	1						11
	病 院			1	1	1			
	介護老人保健施設	1	1	1	1	1			
	介護医療院	1	1						
	老人福祉施設	2	2	2	4	4	1	1	13
	児童福祉施設	1	1				5	5	12
	社会福祉施設			1	1	3	2	3	3
	事 業 所								
	寄 宿 舎								3
	そ の 他	1	1						8
計		7	7	5	7	9	8	9	50

(衛生行政報告例)

表10 令和6年度 栄養管理に関する指導・助言件数

区分 施設別		施設数	個別指導		集団指導	指導・助言件数 (実数)
			巡回指導数	その他の相談件数		
学 校		29	18			18
病 院		4	4		4	4
介護老人保健施		3			3	3
介護医療院		1			1	1
老人福祉施設		21			21	21
児童福祉施設		26	17		21	21
社会福祉施設		6			6	6
寄 宿 舎						
そ の 他		3		1		1

(2) 給食施設および市町に対する支援

管内給食施設や市町の健康づくり担当者を対象に連絡会の開催や情報発信を行い、適切な栄養管理の実践に向けた支援や地域課題の解決に向けた施策の推進を行っている。(表11)

表 11 令和 6 年度 健康増進指導事業実施状況

実施月日	開催場所	目的	内容・講師名	参加者および参加者数
令和 6 年 4 月 23 日	若狭 HWC	食環境整備、 減塩対策の推 進	健康づくり市町担当者連絡会	健康づくり担当 市町職員、当セ ンター職員 計 13 名
令和 6 年 5 月～毎月	Teams	減塩対策 災害時の受 援体制、要配 慮者対応整備 の推進	健康づくり市町担当者ミーティ ング	健康づくり担当 市町職員、当セ ンター職員
通年	スーパー等	・施設間のコ ミュニティづ くり	スーパーでの減塩商品に対す るステッカー設置、減塩キャン ペーン(パネル、啓発ポスターの 設置)	・ステッカー設 置店舗 7 ・減塩キャン ペーン実施店舗 4
令和 6 年 11 月 14 日	Teams	・栄養管理の 課題と他施設 の取組み 事例を共有 する	惣菜の減塩化に関する講演会	食品製造事業 者、教育機関、 市町等 24 機関
年間	若狭 HWC		災害時における行政栄養士対 応マニュアル(案)の作成	管内市町栄養 士 6 名
2 月 27 日	Teams、若 狭 HWC		栄養管理推進連絡会(児童福 祉施設対象)	児童福祉施設 職員 11 名
2 月 28 日	Teams、若 狭 HWC	食環境整備	栄養管理推進連絡会(医療・介 護・社会福祉施設対象)	医療・介護・社 会福祉施設職 員 13 名
3 月末	各施設、 HWC	施設が、他施設の摂食・嚥 下に配慮した 食事に関する 情報を把握し て、転院・転 所・在宅移行 時に本人にあ った食事が提 供される。	食形態共有一覧表の改訂(第 7 版)	医療・介護・社 会福祉施設等 18 施設

(3)「食形態共有一覧表」による栄養管理情報共有の推進

患者および利用者の転院・転所・在宅移行時に栄養に関する情報共有を円滑に行うことを目的に、食形態共有ネットワーク事業の取り組みの一環として、平成 28 年度に管内 17 施設の摂食・嚥下に配慮した食事の情報をまとめた「食形態共有一覧表」を作成し、令和 6 年度末に第 7 版を発行した。

第7章 歯科保健

1 歯科保健対策の現状

国では、「生涯にわたり自分の歯を 20 本以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごそう」という 8020(ハチマル・ニイマル)運動を提唱し、生涯を通じた歯および口腔の健康増進を推進している。

本県では、むし歯のある子の率は、どの年代においても全国と比べて高くなっており、保育所・幼稚園・認定こども園の 4、5 歳児を対象にフッ化物洗口の実施を推奨したり、妊産婦を対象に、県から(一社)福井県歯科医師会に委託して無料歯科健診を実施したり、妊産婦から小児期における虫歯予防対策を行っている。また、県と(一社)福井県歯科医師会で、「県民の歯を守る週間」(6 月 4 日～10 日)に合わせた各地区でのイベントや、県で各世代に対応する歯の健康維持を推進する施策を実施している。当センターでは妊産婦歯科健診や「県民の歯を守る週間」の周知を行っている。

第5編 医 療

第1章 医療対策

ポイント

- ・ 福井県医療計画の進捗管理と、若狭地域における在宅医療の充実・強化を図るために、地域医療連携体制協議会を開催し、関係機関や多職種の連携体制について検討している。
- ・ 病院および一般・歯科診療所に対して立入検査を実施している。

1 医務関係業務

(1) 地域医療の推進

① 医療施設

管内の医療施設は表 1 のとおりである。

医療施設に対しては、医療法の規定に基づき立入検査を実施しており、法で定められた人員や構造設備を有しているか、適正な管理を行っているかを確認している。

表 1 医療施設数および立入検査件数 (R7.3.31 時点)

区分 市町名	病 院											一般診療所				歯科診療所
	施 設 数					病 床 数						施 設 数			病床数	
	総数	精神	結核	一般	療養	総数	精神	感染	結核	一般	療養	総数	有床	無床		
小 浜 市	2	-	-	1	1	516	100	2	8	296	110	17	-	17	-	9
高 浜 町	1	-	-	1	-	90	-	-	-	40	50	8	-	8	-	2
おおい町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	6	19	3
若 狭 町	1	1	-	-	-	170	170	-	-	-	-	4	1	3	19	2
管 内	4	1	-	2	1	776	270	2	8	336	160	36	2	34	38	16
立入検査件数	12															

※医療施設には介護老人保健施設および保健所を含む。

② 医療従事者

医師等医療従事者については 2 年ごとに関係法令に基づき調査を実施しており、管内の医療従事者数は表 2 のとおりである。

表 2 医療従事者数

年 度	医 師	歯科医師	薬剤師	看護職	歯科衛生士	歯科技工士
H28	106	25	80	824	36	9
H30	106	25	85	814	36	5
R2	98	29	83	855	38	11
R4	108	30	90	996	49	9

※人数は各年度の 12 月末現在。旧三方町を含む。

(2) 嶺南地域医療構想調整会議・若狭地域医療連携体制協議会

嶺南地域の医療提供体制の確保を目的に地域医療構想の策定および実現に向けた関係者との協議および調整を行うため、表3の会議を開催した。

表 3 令和6年度嶺南地域医療構想調整会議・若狭地域医療連携体制協議会

日時・場所	内 容	参加数
R6 年 7 月 30 日(火) 19:00～20:30 若狭健康福祉センター	1 地域医療構想の推進について 2 嶺南構想区域、推進区域対応方針の策定について 3 外国人患者の受入体制・受入状況に関する実態調査について	33 人
R7 年 3 月 3 日(月) 19:30～20:30 若狭健康福祉センター	1 地域医療構想の推進について 2 地域医療構想に係る各医療機関の対応方針等について 3 外来機能報告および紹介受診重点医療機関について 4 今後の医療人材確保の主な取組みについて	35 人

第2章 薬 事

ポイント

- ・小学校高学年以上の児童・生徒を対象に薬物乱用防止普及啓発活動を実施した。

1 薬事関係業務

(1) 医薬品および毒物劇物対策

管内の薬局、医薬品販売業および毒物劇物販売業等の状況は表 1 のとおりである。

これらの施設に対し「医薬品一斉監視指導」、「農薬危害防止運動」の期間を中心に監視指導を行っている。

表 1 薬事関係業務

(R7.3.31 時点)

区分 市町名	薬 局	医 薬 品							医療機器			毒 物 劇 物				
		医薬品販売業				薬局 医薬品製造業	薬局 医薬品製造販売業	医薬品製造業	医療機器製造業	販売業		毒物劇物製造業	販 売 業			業務上取扱者
		店 舗	薬 種 商	配 置	卸 売					高度管理 医療機器	管理 医療機器		一 般	農 業 用 品 目	特 定 品 目	
小 浜 市	12	12	-	-	1	2	2	2	-	19	82	-	10	3	1	-
高 浜 町	4	4	-	-	-	-	-	-	2	3	21	-	5	2	-	-
おおい町	2	3	-	-	-	-	-	-	-	1	11	-	0	2	-	-
若 狭 町	2	2	-	-	-	-	-	1	-	2	12	2	3	2	-	-
管 内	20	21	-	-	1	2	2	3	2	25	126	2	18	9	1	-
監視件数	10	4	-	-	-	-	-	3	-	6	-	-	3	2	-	-

※「管理医療機器販売業」には医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 49 条に規定される届出特例対象の業を含む。

(2) 献血状況

表 2 に示すとおり、管内合計での献血者数は受入予定数を下回ったが、県全体では、目標 14,931 人に対し 15,170 人と目標数を上回る結果となった。今後、少子高齢化が進むことから、より血液製剤需要の増大、献血者数の減少が予測されるため、若年層の献血率向上が重要な課題である。

表 2 献血受入状況(移動献血車による献血受入人員数)

年度 区分 市町名	R5					R6				
	予定数	実 績				予定数	実 績			
		成分	400ml	200ml	計		成分	400ml	200ml	計
小浜市	644	-	640	30	670	736	-	600	34	634
高浜町	368	-	349	4	353	368	-	359	2	361
おおい町	368	-	364	2	366	368	-	343	1	344
若狭町	230	-	186	14	200	230	-	175	1	176
合 計	1,610	-	1,539	50	1,589	1,702	-	1,477	38	1,515
県 計	14,130	-	14,834	645	15,479	14,931	-	14,405	765	15,170

(3)薬物乱用防止対策

全国的に若年者による大麻事犯の増加など、一般住民、特に若者の薬物乱用が大きな社会問題となっており、住民に対し薬物乱用防止知識の普及徹底を図るため、薬物乱用防止指導員の協力も得て、啓発活動に取り組んだ。

また、小学校高学年以上の児童・生徒を対象として、薬物乱用の危険性を認識してもらうために、依頼のあった各学校において講習会を実施した。

表 3 令和 6 年度 薬物乱用防止指導教室(当センター開催分)

回	開催日	学校名	対象 学年	参加生徒・児童数
1	令和 6 年 7 月 4 日	小浜市立小浜小学校	6	43 名
2	令和 6 年 7 月11日	おおい町立本郷小学校	6	32 名
3	令和 6 年 7 月12日	若狭町立野木小学校	6	9 名
4	令和 6 年11月12日	若狭町立鳥羽小学校	6	17 名
5	令和6年11月20日	小浜市小浜美郷小学校	6	53 名
6	令和 6 年 12 月9日	小浜市立内外海小学校	6	19 名
7	令和 6 年 12 月 13 日	小浜市立口名田小学校	4,5,6	36 名
8	令和7年1月14日	おおい町立佐分利小学校	6	11 名
9	令和 7 年2月25日	小浜市立今富小学校	6	52 名
			(計)	272 名

第6編 環境衛生

第1章 食品衛生

ポイント

- ・食品衛生法改正（以後改正法という。）に伴い令和３年６月以降の営業許可（許可の更新を含む）施設は、改正法に基づく許可業種を取得することになった。

また、改正法に基づく許可業種に該当はしない食品を取り扱う場合においても一部の食品を除き、食品営業届出の手続きが必要となった。

- ・福井県食品衛生監視指導実施要領に基づき、管内各施設の営業者に対し、HACCP による衛生管理の実施状況について確認し、品質管理等の徹底を指導している。

1 食品衛生法に基づく施設数

(1) 営業許可を要する施設

管内には、令和 3 年 6 月以前の食品衛生法に基づく許可（以下旧法に基づく許可とする。）を取得している施設が 404、改正法に基づく許可を取得している施設が 1,014 ある。令和 6 年度は 620 の許可施設の監視指導を実施した。（表 1-1、表 1-2）

表 1-1 旧法に基づく許可を要する食品関係営業施設

（R7.3.31 現在）

区分 業種	営業施設数	手続き件数			処分件数						告発件数		監視件数
		継続	新規	廃業	営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	廃棄命令	その他	無許可営業	その他	
飲食店営業（食堂・レストラン等）	87	-	-	13	-	-	1	-	-	-	-	-	51
飲食店営業（仕出し屋・弁当屋）	34	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	30
飲食店営業（旅館）	63	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	48
飲食店営業（その他）	73	-	-	34	-	-	-	-	-	-	-	-	26
菓子（パンを含む）製造業	44	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	22
乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳さく取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業	35	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	37
魚介類競り売り業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚肉練り製品製造業	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
食品の冷凍または冷蔵業	10	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	5
缶詰または瓶詰食品製造業	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2
喫茶店営業	7	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	6
あん類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	3	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	4
食肉処理業	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
食肉販売業	8	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	11
食肉製品製造業	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーガリンまたはショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ製造業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
しょうゆ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソース類製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
酒類製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺類製造業	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	4
そうざい製造業	26	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	30
添加製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2
氷雪製造業	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
合計	404	-	-	122	-	-	1	-	-	-	-	-	284

表1-2 改正法に基づく許可を要する食品関係営業施設

(R7.3.31 現在)

区分 業種	営業施設数	手続き件数			処分件数						告発件数		監視件数
		継続	新規	廃業	営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	廃棄命令	その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	710	-	187	30	-	-	-	-	-	-	-	-	205
調理の機能を有する自動販売機	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉販売業	17	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
魚介類販売業	48	-	14	-	-	-	1	-	-	-	-	-	32
魚介類競り売り業	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉処理業	3	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子製造業	83	-	15	3	-	-	-	-	-	-	-	-	25
アイスクリーム類製造業	6	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
乳製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉製品製造業	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産製品製造業	44	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30
氷雪製造業	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
酒類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺類製造業	4	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そうざい製造業	51	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	6	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬物製造業	22	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
密封包装食品業	5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
食品の小分け業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,014	-	271	33	-	-	-	-	-	-	-	-	336

(2)届出を要する食品関係施設

改正法第 57 条の規定に基づく届出業種のうち、管内の届出施設数は 547 施設となっている。令和 6 年度は 77 施設の監視指導を行った。(表 2)

表2 届出を要する食品関係営業施設

(R7.3.31 現在)

区分 業種		営業施設数	処分件数						告発件数	監視件数
			営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	廃棄命令	その他		
令和 3 年 6 月以前は許可を取得する必要のあった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	49	-	-	-	-	-	-	-	7
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	47	-	-	-	-	-	-	-	11
	乳類販売業	114	-	-	-	-	-	-	-	25
	氷雪販売業	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	67	-	-	-	-	-	-	-	-
販売業	弁当販売業	11	-	-	-	-	-	-	-	-
	野菜果物販売業	15	-	-	-	-	-	-	-	-
	米穀類販売業	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	通信販売・訪問販売による販売業	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	コンビニエンスストア	20	-	-	-	-	-	-	-	3
	百貨店・総合スーパー	8	-	-	-	-	-	-	-	3
	自動販売機(コップ式自動販売機除く。)	23	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の食料・飲料販売業	71	-	-	-	-	-	-	-	2
製造業 加工業	添加物製造・加工業(法 13 条第 1 項の規定により規格の定められた添加物の製造を除く。)	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	8	-	-	-	-	-	-	-	1
	農産保存食料品製造・加工業	8	-	-	-	-	-	-	-	1
	調味料製造・加工業	4	-	-	-	-	-	-	-	1
	糖類製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精穀・製粉製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	製茶業	8	-	-	-	-	-	-	-	-
	海藻製造・加工業	5	-	-	-	-	-	-	-	2
	卵選別包装業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の食料品製造・加工業	17	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外 のもの	行商	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	集団給食施設	38	-	-	-	-	-	-	-	21
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具。容器包装の製造、加工に限る。)	21	-	-	-	-	-	-	-	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	1	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		547	-	-	-	-	-	-	-	77

2 食中毒発生状況

令和 6 年度は、管内で 2 件の食中毒が発生している。(表 3)

表 3 食中毒発生状況

(各年度末現在)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数	2	1	1	0	1	1	1	3	0	2
患者数(人)	3	5	1	0	4	1	10	27	0	2

3 衛生教育実施状況

食品関係事業者等の衛生知識の向上のため、衛生講習会を実施している。

内容は、食中毒発生状況、食中毒の予防、異物混入対策、HACCP に沿った衛生管理、食品衛生法の改正等である。令和 6 年度の実施状況は以下のとおりである。

- ・食品関係事業者向け食品衛生講習会 26 回、925 人
- ・研修生、学生向け食品衛生講習会 1 回、22 人

4 ふぐ処理施設届出数およびふぐ処理師数

従来のふぐ処理者の認定基準は各都道府県でばらばらであったが、令和元年に認定基準の全国平準化がなされた。このため、今後もふぐ処理をする管内ふぐ処理登録者に対し、認定講習会を開催し、資格(ふぐ処理師)の更新を行った。(表 4)

表 4 ふぐ処理施設およびふぐ処理師数(R7.3.31 現在)

市町名	ふぐ処理施設数	ふぐ処理師数
小 浜 市	80	136
高 浜 町	37	48
おおい町	11	12
若 狭 町	4	9
合 計	132	205

5 調理師・製菓衛生師試験および登録状況

調理師、製菓衛生師の試験および免許の登録状況は、表 5 のとおりである。

表 5 調理師・製菓衛生師の試験および登録状況

(各年度末現在)

年度		R1	R2	R3	R4*	R5	R6
区 分							
調 理 師	受 験 者 数	22	21	21	-	-	-
	合 格 者 数	12	10	13	-	-	-
	登 録 者	39	26	24	24	20	21
	累 計	5,779	5,805	5,829	5,853	5,876	5,896
製 菓 衛 生 師	受 験 者 数	3	1	4	3	5	0
	合 格 者 数	1	0	0	3	5	0
	登 録 者	3	1	1	3	6	0
	累 計	224	225	226	229	233	233

* R4 年度から調理師試験については、公益社団法人調理技術技能センターに委託している。

6 食品等の収去検査

管内の事業所で製造された食品や管内に流通している食品の安全を確保するため、細菌や食品添加物、残留農薬などの検査を実施している。(表 6)

表 6 食品等の収去検査結果(令和 6 年度)

品目		検体数	検査項目		不適合数		旧衛生規範 旧県指導基準 指標超過
			食品添加物 農薬など	細菌など	食品 衛生法	食品 表示法	
魚介類		11	9	2	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	-	-	-	-	-	-
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	2	-	2	0	0	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	-	-	-	-	-	-
	生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く。)		2	1	1	0	0	0
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)		3	2	1	0	0	0
乳製品		-	-	-	-	-	-
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)		-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓		2	1	1	0	0	0
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)		5	3	2	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)		8	8	-	0	0	0
菓子類		13	5	8	0	0	2
清涼飲料水		2	2	-	0	0	0
酒精飲料		-	-	-	-	-	-
氷雪		1	-	1	0	0	0
水		-	-	-	-	-	-
かん詰・びん詰食品		1	-	1	0	0	0
その他の食品		14	-	14	0	0	1
添加物及びその製剤		-	-	-	-	-	-
器具及び容器包装		24	24	-	0	0	0
おもちゃ		-	-	-	-	-	-
計		88	55	33	0	0	3

第2章 動物愛護・狂犬病予防

1 動物愛護関係業務

ペットのトリミングやしつけなどを行う第一種動物取扱業登録施設や特定動物飼養許可施設への立入検査を実施している。(表1)

平成30年度から犬猫の保護・引取・返還・譲渡、動物に起因する苦情、適正飼育等の相談は福井県動物愛護センターが実施している。

表1 第一種動物取扱業登録施設数および特定動物飼養許可施設 (R7.3.31現在)

	施設数	種別(1施設で複数有する場合有)
第1種動物取扱業登録施設	14	販売3、保管11、訓練3、展示2
特定動物飼養許可施設	1	

2 狂犬病予防関係業務

犬の登録および狂犬病予防注射業務は、各市町が実施しており、当センターは、その取りまとめを行っている。

また、飼い犬が人を咬んだ際は、福井県動物の愛護および管理に関する条例に基づく対応を行っている。(表2)

表2 犬の登録・狂犬病予防注射の接種状況 (各年度末現在)

年度 区分		R元	R2	R3	R4	R5	R6
犬の登録	小浜市	47	33	64	45	59	54
	高浜町	25	31	28	30	23	17
	おおい町	20	23	17	24	14	19
	合計	92	87	109	99	96	90
予防注射	小浜市	744	676	687	670	651	630
	高浜町	309	313	312	310	287	287
	おおい町	279	278	257	258	241	248
	合計	1,332	1,267	1,256	1,238	1,179	1,165

※若狭町(旧上中町)は二州健康福祉センターで計上しているため集計していない。

第3章 環境衛生

ポイント

- ・生活衛生営業施設数は、簡易宿所が増加傾向であるが、その他の施設では大きな変化はない。
- ・管内の廃棄物許可業者に対し定期的に立入検査を実施し、適正処理を指導している。
- ・下水道の整備により、浄化槽の設置件数は年々減少している。

1 生活衛生営業施設

当管内は、夏期の海水浴シーズンを中心に関西方面から多くの観光客が訪れており、その宿泊施設として主に旅館が利用されている。観光客の減少や営業者の高齢化等によって旅館・ホテルの施設数は年々減少傾向にある一方で、一棟貸しの簡易宿所が増加している。

また、旅館・公衆浴場の入浴施設からのレジオネラ症発生防止対策として、自主検査の徹底と行政検査も実施している。

理容所、美容所およびクリーニング所等の施設数については、大きな変化はない。（表 1）

表 1 生活衛生営業施設数

（R7.3.31 現在）

業種別	区分	市町別営業施設数					令和 6 年度状況		
		小浜市	高浜町	おおい町	若狭町	計	許可件数	廃止件数	監視件数
理容所		39	9	9	6	63	-	-	-
美容所		77	25	12	13	127	3	3	52
クリーニング所 (洗濯所)		4	2	1	1	8	-	1	6
クリーニング所 (取次所)		11	3	2	3	19	-	1	-
公衆浴場		2	1	5	3	11	1	-	3
興行場		2	2	3	1	8	-	-	1
旅館業法	旅館・ホテル	73	101	52	6	232	2	8	105
	簡易宿所	31	25	30	14	100	8	4	21
	下宿	-	-	1	-	1	-	-	-
	特例旅館	2	18	-	-	20	20	20	20
	小計	106	144	83	20	353	30	32	146

2 廃棄物

(1) 産業廃棄物許可業者(収集運搬業・処分業)

産業廃棄物収集運搬業許可業者は増加傾向にあり、管内は京都府および滋賀県と隣接していることから、県外許可業者が約 7 割を占めている。(表 2)

産業廃棄物処分業者については、建設系廃棄物のリサイクルを行う破碎業者が多数を占めている。(表 3)

表2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者数・監視数 (R7.3.31現在)

業種	区分	業 者 数			監 視 数		
		管 内	管 外	計	管 内	管 外	計
産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く。)		64	145	209	18	-	18
産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含む。)		7	-	7	9	-	9
特別管理産業廃棄物収集運搬業		4	24	28	2	-	2
合 計		75	169	244	29	-	29

※特別管理産業廃棄物：爆発性、毒性、感染性を有する産業廃棄物。

表3 産業廃棄物処分業許可業者数・監視数 (R7.3.31現在)

業種	業 者 数	監 視 数
産業廃棄物処分業	12	23
特別管理産業廃棄物処分業	0	0
合 計	12	23

(2) 産業廃棄物処理施設

管内には 7 施設が設置されている。(表 4)

表4 産業廃棄物処理施設数 (R7.3.31現在)

種別	施設数	備 考
汚泥の脱水処理施設	1	移動式施設
木くずの破碎施設	1	
がれき類の破碎施設	4	
安定型最終処分場	1	
合 計	7	

(3) 廃棄物の不適正処理防止

当センター、市町、警察等で構成する「若狭地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」で関係機関と連携するとともに、休日・夜間パトロールを実施し、不適正処理等の防止に努めている。

3 自動車リサイクル法

平成 17 年1月1日に自動車リサイクル法が施行され、使用済み自動車の引取り、フロン類の回収を行おうとする場合には登録が、解体、破碎を行おうとする場合には許可が必要となっている。(表 5)

表 5 登録・許可業者数と立入検査数 (R7.3.31 現在)

種別 \ 区分	業 者 数	立入検査数
破 碎 業	2	2
解 体 業	2	2
フロン類回収業	5	2
引 取 業	10	2
合 計	19	8

4 ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理

PCB廃棄物の保管事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB特措法)に基づき、毎年 6 月 30 日までに前年度の保管および処分の状況等について届け出る必要があり、令和 6 年度は、管内の 24 事業所から届出書が提出されている。

5 浄化槽

設置者が浄化槽の維持管理を適正に行えるよう法律や浄化槽の正しい使用方法について周知するとともに管理が不十分な設置者には、改善指導を実施している。(表 6)

なお、高浜町および若狭町には、浄化槽法に関する事務の一部に係る権限が移譲されている。

表 6 浄化槽設置等の概況および浄化槽工事業登録業者等

(R7.3.31 現在)

区分 市町名	浄化槽数 (内合併浄化槽)	設置 届出 件数	廃止 件数	7 条検査 実施状況※1	11 条検査 実施状況※2	指導 件数
小浜市	583(337)	4	10	4	383	21
おおい町	184(158)	4	0	4	164	3

※1 浄化槽設置後、初めての検査

※2 2 回目以降、毎年の検査

区分 市町名	浄化槽 工事業 登録数	浄化槽 保守点検業 登録数
小浜市	7	1
高浜町	8	2
おおい町	2	1
若狭町	4	0
管 外	4	1
合 計	25	5

6 飲料水

管内の水道施設に毎年立入り、水質検査等を実施している。(表 7)

なお、小浜市の専用水道および簡易専用水道に係る事務は移譲されている。

表 7 水道施設数

(R7.3.31 現在)

区分 市町名	上水道	簡易水道	専用水道	飲料水 供給施設	簡易専用水道
小浜市	1	14	-	3	-
高浜町	1	4	1	2	12
おおい町	0	5	2	4	9
若狭町	1	1	0	0	9

7 その他(特定建築物、墓地等、温泉)

特定建築物とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などに利用される相当程度の規模の建築物のことで、管内に 33 施設ある。(表 8)

なお、墓地、埋葬等に関する法令の事務の一部は小浜市、おおい町および若狭町に権限が移譲されている。

表 8 特定建築物等施設数

(R7.3.31 現在)

区分 市町名	特定建築物	建築物 衛生管理業 登録業者	火葬場	墓 地	納骨堂	温 泉 (源泉)
小浜市	12	2	-	-	-	0
高浜町	9	7	2	107	0	1
おおい町	9	1	-	-	-	2
若狭町	3	0	-	-	-	0

第4章 環境保全

ポイント

- ・令和 6 年度は、地下水継続監視地点のうち 3 地点において環境基準を超過しており、その他の調査結果はいずれも環境基準に適合していた。
- ・令和 6 年度に当センターに寄せられた公害に関する苦情は、廃棄物不法投棄等に関するものであった。

1 公害防止関係法令届出状況

届出施設の設置工場・事業場は小浜市に多く、管内の約 50%を占める。(表 1)

なお、おおい町、若狭町および高浜町の一般粉じん発生施設設置届出等の事務は各町に権限移譲されている。

表 1 公害防止関係法令届出施設 設置工場・事業場数 (R7.3.31 現在)

法 令	種 類	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町	合計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	12	4	3	6	25
	一般粉じん発生施設	4	-	-	-	4
	水銀排出施設	0	1	0	0	1
水質汚濁防止法	特定施設	120	38	42	27	227
ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設	0	3	0	4	7
福井県公害防止条例	特定施設	3	3	0	1	7

(電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法に基づく通知施設を除く。)

2 環境調査、行政検査実施状況

福井県では、「地下水の水質の測定に関する計画」に基づき水質検査を実施している。

令和 6 年度は、4 地点で地下水環境基準項目等を対象とした概況調査を実施したところすべての地点で環境基準に適合していた。過去の調査で汚染やそのおそれが判明した地点での継続監視調査では、3 地点で環境基準を超過していた。(表 2-1)

また、県内における大気、水質、土壌のダイオキシン類濃度の環境調査も実施しており、3 地点で調査を実施した。(表 2-2)

対象の工場・事業場・作業現場に定期的に立入検査を実施している他、行政検査により、排ガス・排水等の基準適合状況を確認している。(表 2-3)

表 2-1 地下水調査結果(令和 6 年度)

調査区分	市町村	地点名	基準超過地点数(注)	検査項目
概況調査	小浜市	飯盛	0/1	地下水環境基準項目
		駅前町	0/1	地下水環境基準項目
		水取 1 丁目	0/1	地下水環境基準項目
	若狭町	三生野	0/1	地下水環境基準項目
継続監視調査	小浜市	下竹原	0/2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
		駅前町	0/1	1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
	高浜町	菌部	1/1	砒素
		東三松	1/1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
		立石	1/2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

注:環境基準超過地点数/調査地点数

表 2-2 ダイオキシン類環境調査結果(令和 6 年度)

調査区分	市町村	採取地点	調査対象施設	基準適否
土壌	小浜市	谷田部	小浜市クリーンセンター	適
地下水	高浜町	下	高浜町不燃物処分地、英建工業(株)	適
	おおい町	虫鹿野	旧おおい町名田庄環境クリーンセンター	適

表 2-3 公害防止関係法令届出施設への立入検査数および行政検査数(令和 6 年度)

法令		立入検査数	行政検査数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	9	1
	一般粉じん発生施設	2	0
	特定粉じん排出等作業	5	0
	水銀排出施設	1	0
水質汚濁防止法		19	16
ダイオキシン類対策特別措置法		7	1

3 公害苦情

令和 6 年度の主な公害苦情は、廃棄物の不法投棄等によるものであった。(表 3)

表 3 公害苦情件数(令和 6 年度)

苦情内容	大気汚染	水質汚濁	その他
件 数	0	0	5
備 考			不法投棄 等

第7編 地域活動の支援

第1章 研 修

ポイント

- ・地域保健・福祉・環境関係職員研修は、災害をテーマに、関係する複数の部署の職員が参加し、災害への備えを学んだ。
- ・若狭地域保健研究会では、災害時の受援体制の整備をテーマに、管内市町と検討を重ねた。

1 地域保健・福祉・環境関係職員研修事業

地域特性に対応した複合的で質の高いサービスを提供できるよう、地域保健・福祉・環境関係職員の資質の向上を図ることを目的に、嶺南地域で研修を企画・実施している。(表 1)

研修の企画については、嶺南地域市町職員とともに企画検討委員会を開催し、実施計画の策定、実施および評価について協議している。(表 2)

表 1 研修実施状況

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
テーマ	「災害時の備え～初動から避難所開設まで～」	「災害時の避難所・避難生活の衛生・感染予防対策～保健所・環境衛生監視員の視点から～」	「発達が気になりな子への支援」
対象	県および市町の保健・福祉・環境・防災等の関係職員	県および市町の保健・福祉・環境・防災等の関係職員	県および市町の保健・福祉・保育等の関係職員
実施日	令和 6 年 8 月 28 日(水)	令和 6 年 11 月 7 日(木)	令和 7 年 2 月 20 日(木)
会場	三方青年の家 (ハイブリット開催)	小浜コミュニティセンター	二州健康福祉センター 若狭健康福祉センター (ハイブリット開催)
内容	①グループワーク ・避難所に来た時の導線について考えよう ・避難所に必要な機能と役割について、避難所のレイアウト図から一緒に考えよう ②講義 ・演習の解説 ・災害時に必要な避難所開設について 講師 まちの防災研究会 理事長 松森 和人 氏	①実演 ・指定避難所での環境衛生トレーニング ②まとめ ・避難所の環境衛生対策のポイント 講師 オフィス環監未来塾 衛生危機管理アドバイザー 中臣 昌広 氏	①講義 ・乳幼児期の気になる子どもへの望ましい支援～子育てファイルふくいっ子の基礎調査票を用いて～ 講師 順天堂大学医学部 附属順天堂医院 小児科 黒澤 礼子 氏
参加数	54 名	46 名	74 名

表 2 企画検討委員会実施状況

開催日	検討内容
令和 6 年 5 月 30 日(木)	・令和 6 年度事業計画について
令和 7 年 3 月 11 日(火)	・令和 6 年度研修実績の評価について ・令和 7 年度研修事業計画について

2 若狭地域保健研究会

地域で活動している保健等関係職員が、住民の健康増進を図るための総合的な保健対策が展開できるよう、地域課題の研究、相互の研修、情報交換を実施している。(表3)

表3 若狭地域保健研究会開催状況

実施日	内容	参加数
令和 6 年 5 月 20 日(月)	災害に対する平時からの備え ～災害時に専門職として求められること～ ①説明:能登半島地震の被害状況、県派遣チームについて ②派遣報告 ③グループワーク:専門性を活かす活動をするために必要な平時の備えを考える	41 名
令和 6 年 7 月 16 日(月)	災害時の保健福祉受援体制を整備する ～受援を見据えて～ ①活動報告 ②グループワーク:フェーズごとの保健福祉の役割、必要な人員、平時からの備えを考える	33 名
令和 6 年 9 月 17 日(月)	災害時の保健福祉受援体制を整備する ～平時から備えておく地域診断マップ等の作成～ ①報告:各市町の受援体制について ②情報提供:福井県避難支援システムについて 地理情報システムについて ③意見交換:受援時に応援者に手渡す資料について	38 名
令和 6 年 11 月 18 日(月)	災害時の保健福祉受援体制を整備する ～福井県総合防災訓練の振り返り～ ①意見交換:訓練で気付いた課題への対応について 平時からの備えについて	25 名
令和 7 年 2 月 3 日(月)	災害時の保健福祉受援体制を整備する ～受援時の共通資料の作成と今後の活動に向けて～ ①意見交換:各種様式について 作成した資料の活用について アクションカードを用いた訓練について ②情報提供:地図データ『Felt』について	31 名
令和 7 年 3 月 17 日(月)	災害時の保健福祉受援体制を整備する ～受援時の活用に向けて GIS システムを体験する～ ①演習:GIS システム『Felt』を使ってみよう ②意見交換:GIS システム『Felt』について	25 名

第2章 介護保険

1 介護保険制度の現状

管内の要支援・要介護認定者は以下のとおりである。(表 1)

表 1 要支援・要介護認定者数 (令和7年3月末時点)

(単位:人)

市 町 名	年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
小 浜 市	R2	77	194	273	413	296	296	165	1,714
	R3	78	202	277	419	301	302	170	1,749
	R4	58	185	224	406	306	323	183	1,685
	R5	83	205	246	395	349	308	188	1,774
	R6	94	228	256	364	323	295	156	1,716
高 浜 町	R2	36	105	76	119	104	89	45	574
	R3	36	106	76	120	105	90	48	581
	R4	33	103	73	134	107	86	38	574
	R5	48	104	63	116	113	84	43	571
	R6	55	90	85	120	103	84	40	577
おおい町	R2	29	79	78	102	81	66	52	487
	R3	29	79	79	102	84	66	53	492
	R4	30	87	83	97	81	61	35	474
	R5	56	82	74	87	70	62	23	454
	R6	56	82	61	80	85	67	26	457
若 狭 町*	R2	43	141	143	218	170	164	93	972
	R3	43	147	143	219	176	167	97	992
	R4	55	145	157	196	153	163	88	957
	R5	95	110	164	186	125	141	101	922
	R6	75	119	169	193	127	131	95	909
管 内	R2	185	519	570	852	651	615	355	3,747
	R3	186	534	575	860	666	625	368	3,814
	R4	178	527	542	839	653	639	349	3,727
	R5	282	501	547	784	657	595	355	3,721
	R6	280	519	571	757	638	577	317	3,659
県 内	R2	3,457	5,212	8,419	7,862	6,240	6,062	3,870	41,122
	R3	3,510	5,327	8,498	8,011	6,337	6,136	3,953	41,772
	R4	2,913	4,825	6,689	7,037	5,637	5,065	3,393	35,559
	R5	4,430	5,540	8,414	7,581	6,390	5,985	3,803	42,143
	R6	4,776	5,685	8,574	7,483	6,260	6,063	3,584	42,425

【出典】厚生労働省 HP 介護保険事業状況報告 月報(暫定版)

注1)各年度末の状況である。

注2)*旧三方町を含む。

2 地域包括支援センター連絡会

各市町の地域包括支援センター業務の充実・強化を図ることを目的に、情報交換や勉強会の場として、平成 22 年 10 月から地域包括支援センター連絡会(管内市町と美浜町が参加)を 2 か月に 1 回開催している。(表 2)

表 2 令和 6 年度地域包括支援センター連絡会実施状況

	開催日・場所	内 容	担 当	参加数
第 1 回	令和 6 年 4 月 17 日(水) 若狭健康福祉センター	顔合わせ、事業計画作成、職種に分かれて情報交換会	美浜町	22 人
第 2 回	6 月 19 日(水) 同上	困難事例の対応について意見交換会 参加職種情報交換会	おおい町	15 人
第 3 回	8 月 21 日(水) 同上	成年後見制度について 社会福祉士情報交換会	高浜町	12 人
第 4 回	10 月 17 日(木) 同上	各市町の地域支援事業や介護保険事業計画の取組み状況など～来年度の予算計上に向けて～	若狭町	10 人
第 5 回	12 月 18 日(水) 同上	認知症対策の取り組みについて	小浜市	13 人
第 6 回	令和 7 年 2 月 19 日(水) 同上	今年度の評価と次年度計画	若狭 HWC	7 人

3 介護保険制度および在宅医療の推進に向けた支援

介護保険制度の推進を図るために、各市町や関係機関への支援を実施している。

(1) 地域ケア会議、地域包括支援センター運営協議会への支援

小浜市地域包括支援センターが開催する会議に委員として参加。

(2) 高齢者の権利擁護支援体制整備事業

各市町の高齢者虐待防止ネットワーク会議に委員として参加。

(3) 地域包括リハケアシステム推進事業

連絡調整会議を 1 回開催。(表 3)

表 3 地域包括リハケアシステム推進事業 連絡調整会議実施状況

開催日	内 容	参加数
令和 6 年 8 月 27 日(火) オンライン会議	地域におけるリハビリテーション専門職との連携状況、令和 6 年度の事業計画と実施状況	28 人

第3章 臨床医師研修

当センターでは、杉田玄白記念公立小浜病院の医師卒後臨床研修プログラムによる「地域保健・医療研修」を受入れている。(表 1)

表 1 臨床医師研修 受入れ状況

期 間	人数
令和 6 年 5 月 13 日～5 月 17 日	1 人
令和 6 年 5 月 27 日～5 月 31 日	1 人

第4章 看護系大学の公衆衛生看護学実習等

平成 29 年から、敦賀市立看護大学の公衆衛生看護学実習の学生を受入れている。(表 1)

表 1 敦賀市立看護大学 公衆衛生看護学実習 受入れ状況

期 間	人数
令和 6 年 5 月 8 日～5 月 17 日	3 人
令和 6 年 6 月 11 日～6 月 21 日	3 人

第5章 医学生の実習

令和 3 年度から福井大学医学部医学科の地域包括ケア実習の学生を受入れている。(表 1)

表 1 福井大学医学科 地域包括ケア実習 受入れ状況

期 間	人数
令和 6 年 5 月 24 日、5 月 31 日、6 月 7 日 ※二州健康福祉センターと合同	25 人

第8編 健康危機管理

第1章 健康危機管理対策

ポイント

- ・健康危機に迅速かつ適切に対応するため、所内の健康危機管理体制の整備および人材育成のための研修や訓練を実施している。

1 健康危機管理対策の現状

健康危機とは、毒劇物、食中毒、感染症および大気その他何らかの原因により、県民の生命と健康の安全を脅かす事態である。平成23年の東日本大震災以降、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の制度化に関する検討がなされ、平成29年7月5日厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制整備について」では保健所において保健医療活動チームの指揮又は調整等の実施、保健医療ニーズ等の収集及び整理・分析を行うことが示された。

福井県では、健康危機に迅速かつ適切に対応するため、平成17年5月に「福井県健康危機管理対応要領」、災害時の対応については、平成26年3月に「福井県災害時健康福祉センター活動指針」が策定された。

当センターでは、平成26年4月に「若狭健康福祉センター健康危機管理対応要領」、「災害時若狭健康福祉センター対応要領」を作成した。平成30年度には所内に健康危機管理委員会を設置し、災害直後に参集した職員誰もが、当センターの初動対応ができるように災害時アクションカード(AC)を作成した。

また、健康危機発生時に住民の健康被害を最小限に抑えるための役割が果たせるよう、毎年、健康危機管理体制の整備および所内研修や訓練等を行っている。(表1)

表1 令和6年度所内研修および訓練等実施状況

種別	月日	内 容
所内研修	4月25日 4月26日	○災害時の対応について ・職員参集、安否確認、非常用発電機の取扱い ・健康危機事象の理解
	5月14日 5月30日	○PPE 着脱、患者搬送車両操作演習
	7月19日 7月30日	○災害時アクションカードの検証 ・発災～24時間以内の初動対応の確認
	9月19日	○EMIS 代行入力演習



福井県嶺南振興局

若狭健康福祉センター

〒917-0073 福井県小浜市四谷町 3-10

TEL(0770)52-1300

FAX(0770)52-1058

Eメール w-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp